回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. いわゆる宙に浮いた年金記録を解消するため、繰り返し「年金特別便」を発行し続けるしかないと思う。
2. 今後このような問題を起こさないため、
(1) 基礎年金番号では不十分で、住基番号に切り変え。（国民の権利を守る観点から当然必要と考える）
(2) 資格取得届・同喪失届・算定基礎届などの入力は、異った職員が同一届書を二度打ちして一致したものしか記録装置に入力されない（機械が受付ない）ような措置が必要。（決裁や読み合せでは事故が防げない）
(3) 事業主を介さず、資格得喪、標準報酬、事業主の保険料納付状況などを被保険者に直接通知する。

いずれも人数・費用が莫大になるがやってほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1人の被保険者が何件にものぼる年金記録を持っている。1かし、年金裁定請求時に職歴を申告してもらえば記録が統合され、解決できると考えていた。~~しかし~~、これがそんなに単純な問題ではなく、生涯1人1番号にしないと解決しないと言われはじめ、また、考えはじめたのは基礎年金制度が発足して間もなくではなかったかと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号を一元化し、基礎年金番号とし、この番号制度発足以降は、1人で複数の年金記録を持つという状況をなくし、基礎年金番号制発足以前の記録は、被保険者・年金受給者に年金記録を送付して、基礎年金番号に統合する計画が立てられそれに、自分の所属課の立場や経験者の立場で参画していた。

(反省点)
年金記録問題の事象に挙げられている事柄を把握していなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

完全な復修は困難と思われることから超法的措置により解決すべき

等間と人をかけても

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金の裁定時において、コンピュータ収録記録と台帳(紙台帳)とが相違するケースが見受けられたが、審査においては台帳記録を優先するなどの措置を講じたことから特段の問題は生じないと理解していた。
○その他記録問題については、全く認知していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○台帳の切換え時の誤りについては、裁定時に再確認することで修正出来ると考えていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

真面目に国民の義務をはたしている人に対しては、記録を整備すべきである。
しかし、義務をはたしてこなかった人のために、経費と時間を費す必要はない。
従って照会して、回答をした人の記録は、無理かもしれないが無条件で訂正してやることも必要である。
税金を将来年金給付費で支給するか、又は、記録整備費用に使うのか、判断する時期ではないでしょうか?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金の諸届出をしな人に照会しても回答をしてこない人がいた。年金に無感心な人がいた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金のPR、戸別訪問等をした。
・国と被保険者とのコミュニケーションの図れるシステムが早くから確立していれば、誤記録の発生は完全に[illegible]までは[illegible]かないが防げた面はあった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○記録問題の取り組みについては、インターネット上の情報からすれば、広範囲に取り組まれており、新たな方策があるものではない。
○しかしながら、第三者委員会等への申し立てに対するその対応等について相当な時間を要している等の新聞報道が事実とするなら、新たな問題を生むことが問題と思うことから、事実確認のみでなく国の責任における早期解決解消策も必要ではないかと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録においては、各社会保険事務所における紙管理から社会保険庁での一括管理とその時々で最新の技術等を導入し現在に至っているものであり、その時々の方針の中において携わってきたものであり、どのような問題として認識していたかと問われても、特段答えようがない。
○記録の脱漏等については、給付申請時に本人作成の職歴と再度突合せを行い記録確認を実施しており、不一致により納得のいかないものについては審査請求もできることから、現在のような大ごとになるとは思いもよらなかったものである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○年金は国が実施しているから安心という意識から、国であっても安心できないという認識にこの問題により変わってきていると思われる。
○従って自分の記録は何時でも何処でも確認できるような、例えば「社会保障手帳」のようなもので、自己管理もできるシステム化が必要ではないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁 年金保険部
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

生年月日不突合の一因

昭和20年代の前半期において 駐留軍雇用労務者として雇用された者の報酬は 若年者が高く 高令者は低く設定されていた。

このため 従って自己に有利な生年月日を申し出た者多数の存在を聞いた記憶がある。この場合 この申し出日が 取得者の生年月日とされている筈であり、現在では 不突合の原因 となっているものと考える。

新聞で「片のずさんな処理」と書きたてられて 悔しい思いをしているが 戦後のあの困乱期では 比べ得ることであり 特殊な事情を有するこの問題を 一概にずさんな処理ときめてかかることに反省を求めたい。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すべての年金記録保持者を対象とする ねんきん特別便の送付は大変な業務で困難を伴うが 本人に記録の確認を求め、必要に応じて第三者の検証で確認する この業務は 最も適切な方策と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳(紙台帳)には整備不充分の心配、不安を感じていたが台帳全般の整備は着々と進行しているものと想像していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在の年金記録問題について、全国の職員が昼夜をとわず大変なご苦労を重ねられていることに厚く感謝申し上げる次第であります。
既に多くの広報により問題点は出つくしていると思われますが次の点について申述べます。
私の社会保険に採用されました昭和29年当時の台帳は戦後も古い時のもので既に10年以上も使用されており、インクを使用しペンで書かれていたため湿気などにも弱く(社会保険事務所は木造)当時としては最後の紙であったと思われますが、あまり写真の部分を引出して使用されたため消耗もはげしかった(字もかすんで読みにくくなっていた)ことを覚えています。これらのことから
① 昭和32年度まで行われていた台帳整備は職員と賃金職員で行われていたが予算の関係で一時学生アルバイトを使用したことがあったように記憶。漢字の読書きのできない学生もいて氏名が正しく写せたか(勿論職員がついて指導した)
② 社会保険事務所時代のパンチカードに打ち込んだ氏名が本人の読み名と異なり打ち込めたか、

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において記録のすべてを本人のものと一致させるべく定期便でご努力いただいているので整理が進んでいくと思いますが国民の協力が必要です。
年金受給者等の申立と記録の不一致は、現在第3者委員会で大変な努力をいただいておりますが、風違いの申立もあり、すべての解決に至ることは難しいのではないかと思います。
莫大な予算と長い時間をかけて少しずつ整理していく事が必要と思いますが、ある時期一定の基準により救済する方向で整理することも必要ではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の一元化ができる前まで、特に私が知る昭和30年頃は
年金の記録照会は各都道府県社会保険事務所にそれぞれ行われており
年金記録の重複処理等には長い時間を要しました。
同姓同名同生年月日の人、生年月日を間違えて届ける人等などがあり
当時から国民総背番号が必要との意見も出ていたと思いましたが
反対する人も多く、[illegible]現在に至っています。
一日も早く社会保障番号制をとるべきと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和30年〜34年、年金記録の一元化が必要ということから年金業務室
が設置されることに伴い、台帳の移管が始まったと思います。
年金制度の重要性は国民の間では「まだ将来のこと」という認識があり
特に企業の90%を占める中小零細企業や従業員は保険料の支払いに関心
が薄く、年金制度を本当に理解してなかったと思います（反省点）
年金の給付も昭和40年頃から1万円年金、2万円年金と順次5万円
と大改正を重ねて現在では世界に誇れる制度となりましたので、未だ国民に
「年金は難しい」とされ、健康保険ほど身近に感じていないと思います。
近年にも昨今の年金問題で多少の関心が高まったと思いますが、
現在は職員も昼夜を分かたずご努力されており、年金相談も充実されて、
社会保険事務所の評価も上がってきております。今は年金機構に移行する大事な時期
ではありますが、更に重要なのは年金制度のPRであると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分かりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

想いだせません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の受給者、被保険者全員について、地域の行政、住民組織、事業主あるいは労組、国年基金等の協力も得て、年金記録に問題のない者の数、全体に占める割合を(毎月)定期的に発表し、これを100%になるよう努力することが国民の信頼を得る近道となると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

企業（特に中小企業）の厚年加入届において、保険証早く欲しいためか新規加入としての提出による年金証の複数取得や、女性の生年月日の誤り（年令若くして就職のため）の確認が出来なかったことにより（企業の届出をそのまま信用することにより）問題が存在（ただし昭和42年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・1人1年金証とするための企業に対する指導、広報等を徹底的に図るべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1人につき年金番号は1番号であることの重要性を広報等で努めたにもかかわらず、厚生年金保険制度が社会環境よりも先行していることから、事業主は採用時に年金手帳の所持について安易に確認し対処したことにより、転職するたびに年金手帳の交付を受けて1人で数件も所持していることが相当数確認されております。
このことが年金記録問題の主因と考えています。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現存の被保険者を対象に複数の基礎年金番号の統合処理した結果を対象者に通知することになりますが、対象者等からの照会の対応には全力をあげることを重視し、予算面、人材面を十分配慮して万全の体制の基で心血を注ぐことが極めて重要であります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁職員は年金業務について使命感をもって精励恪勤してありましたことから、年金記録(問題)が国民の皆様の年金業務に対する不信感に連動することとなるとは考えてもみませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては2項目あります。

① 年金業務に係る喫緊の諸問題について鋭意取り組む必要性の観点から、社会保険庁の実務経験豊富な先輩を委員とした委員会等を設置して対応すべきであったこと。

② 事業所の社会保険担当者に対する事務講習会を年1回(法定事務講習会)ではなく、実務の重要性の観点から随時行うべきであったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和41年10月1日時点で移管された旧台帳は、事業主から
届出された資格取得届が正当なものとして作成されており
・前歴を伏して就職した者、氏名(例えば漢字・カタカナ)
及び生年月日が不突合のままのないは、新規資格取得者として
新しく記号、番号を付すことにより同一人が複数の
記号番号をもっているものが多くあると思われる。
・婚姻等による氏名変更の未届
・当時の喪失台帳には、死亡情報の取組みが全かった
等により記録の突合に不備のものが多数あると思われる。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に意識せず。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	[redacted]退職者[redacted]
所属	[redacted]本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 年金記録は勤めた労働者の年金記録確認に絶対の要件であること。 [illegible]

② 新聞テレビ等の報道による。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①

② 当時は記録業務が煩雑であったため、又当時は現代の機械化、[illegible] であった

の [illegible] 進んで [illegible]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 ⓓ地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

住民基本台帳との突合する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録整備後の事故リストの多さにより、一般業務では(昭和48年以降)
追い付けない状況で知った。
主に1日台帳からの記録不突合が多かったと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・現存者が増加した時代で、事故記録は時間外等で処理した。
・旧記録と現存記録と分離して行なえば専門制も生まれたか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の記憶を呼び起こすための資料(年月、事業所名等)を提供する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

就職時における年令の詐称による生年月日の不一致

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

おう手がなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在も進められていると思いますが、切替前の紙台帳等との突合や国民年金の場合であれば、市町村の名簿等で確認する。
また納付したという申立者に対しては、その事実を推測できる状況証拠の提示で救済する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マイクロフイルム化された厚生年金記録を業務処理の中で索出して裁定等の処理を行った経験から、記録はきちっと整理・保管されているものと思っていた。
その後の、基礎年金番号の付番の際、不突合なものが相当数あるようには聞いた記憶があるが、調査の上整理するものと認識していた。
ただし、新聞報道等で言われているような膨大な記録が統合されていないとは知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

切替時においては、現在では考えられないような人や予算等の制約もあったと考えるが、年金の記録だけにある程度長期的な計画の下で、その都度正確な処理を行っていれば現在問題となってはいなかったと思う。
しかしながら、最後のチャンスともいえる、基礎年金番号の付番の際には、徹底して調査を行うべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で知った以外の事は、承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年齢等優先順位をつけた本人照会

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、報道されているような年金記録問題があることは承知していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

A4A・1109

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳又は紙記録による調査、これでわからないものは事業者への照会がよいのでないでしょうか。

及び私

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙から電算処理に切替えた時の誤りまたはもれではないでしょうか。このような事実を知ったのは最近です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後に知ったので対応の手段はありませんでした。

反省点

1. 電算処理に切替える時は慎重にすべきであったのではないか。

2. 原記録は全て保存しておくこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b). 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 被保険者の立場から対処する意識をもつこと。
- 市役所や社会保険労務士による年金相談所の開設と増加
- 記録の空白期間のある者や滞納期間のある者について一定期間ごとに通知すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は膨大な数なので具体的に数量や事例はわからないが、記録不備のある者はあると思っていた。その時機は退職の5-6年前頃からだと思います。

この問題は、年金受給申請の際に被保険者と接するので、その時に対処できるし、また、年金相談も充実していけば対処できると思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録不備は年金受給申請の際に対処できるとの思いから積極的な対応はしませんでした。

反省点としては、被保険者の多くは年金記録についての知識は知らないので、被保険者の立場に立って対処する意識に欠けていたことと、被保険者に関心をもってもらうための広報や年金相談所の増設等に積極的に取組まなかったこと等挙げることができると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

思い出せません。問題としての認識はなかったと思います
検認率アップと国民年金基金の普及で努一杯だったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金の記録問題については、ニュース等で、初めて承知することが多く、それ以上のことは存じません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実務に精通された方々が鋭意検討を対処されているところであり、年金の記録事務や電算業務に携ったことのない者には考えつくものはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年頃、年金相談で、年金番号を複数持っておられる方に接し、加入記録の重複のあることを知りました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、さらに記録の重複（もれ）については、原則、裁定時に提出される本人の職歴書に基づいて調査確認して対処するように聞いており、それで補充できるものと思っていました。
いずれに致しましても、記録に関する事務に携ったことがないので、それ以上のことは解りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b). 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・記録の適正な管理には、加入者及び受給者の協力が不可欠であり、関係者の理解と協力を確保する仕組みの構築、例えば行政からの照会等に対して100%の回答を得る仕組の構築が必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- コンピュータ導入以前の記録の保管・管理は、紙媒体による方法であり「人的ミスや不備記録が少なからずある。」と従来から認識。時期ははっきりしないが…。
- また、平成9年の基礎年金番号の付番の際、本人からの回答がないため、多くの者の記録が未統合になっていると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 人的、金銭的余裕のない中で、費用対効果を考慮した場合、最終的には年金請求の際、本人の申出に基づいて訂正する以外にないものと考えていた。
- 年金記録に誤り・不備があることを前提とした事務処理の体制を確立し、不備等を是正するシステムを構築すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に、ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現に発生している過去の問題については、地道に被保険者とともに時間がかかっても昔の記憶をたどりながら一つひとつ誠実に記録を探し続けなければならないと思う。
また、今後については、目覚しい開発の進むコンピューター能力を活用して、経済性を考えながら一定期間ごとに届出られた記録が行政機関において正しく管理されているか被保険者とともにチェックできる方式を考えること。(年金通帳も一つの方式と思う。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

40年以上にわたって一人のとりの仕事記録を管理することの難しさを感じる。
正確な記録を管理するには、まず届け出る被保険者や事業主が正しく届け出ることが必要で、そこに各自の利害から（被保険者は、生年月日、職業等、事業主は採用年月日、就職、退職年月日等）間違った届け出があってはいけない。しかしながら、現実には、そうでない事実があった結果であり、又これを発見出来なかった行政に問題があったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なんだかトンチンカン方回答となってしまいました。
お許し下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録業務に従事したことがありませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録によって旧台帳と照合できるものは照合し、不可能なものは何かのルールよるより仕方がないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

判りませんでした。

新聞に出てから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○認識なかったです。

○社会保障番号を導入していれば、こんなに多くなうなかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている記録再点検作業を続けるしかない。

旧台帳の電算化は、経費の無駄と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金保険では、前度を知られたくなかったり、再就職の際、被保険者証(年金)を添付しないため、1人で二つ以上の記号番号を持つケースが多くあった。

昭和42年に本庁へ転勤したとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

重複記番の整理について随分広報した記憶がある。

国民背番号制が当時の野党の反対で実現できなかったのが惜しまれる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

1、年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

(A) 特にありませんが、いつの時代も人が手で書く文字は癖があり、読めない人も字もある。また、書き損りや勘違い等事故率は何パーセントかある。
事務機器についても発達の段階で媒体方法や保存できる内容に限界があった。
このような事項、過去の変遷が考慮されないのは何故か。

2、現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(A) 国で支給した特別給付金でも受領しない人が折り、また住所が分からない人もいる。社会保険の資格記録についても返信の無い人が居ることは当然考えられる。一定期間で区切をつけるべきと考えます。その上で時効をなくし、申請があり次第調査訂正してゆくのが良いと考えます。
各種メディアを使い広報を多くする必要があると思います。

3、あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのは何時頃でしたか。

(A) 質問1の回答のような問題があることは認識していた。また、厚年記録の過達が、同じ氏名を二回書き、その1部を過達する方法であったので誤字もあること、これをパンチするのは受託業者であったことから、裁定時の本人記入の職歴記録と電算記録に違いがあることは承知していた。ただ、当時は裁定請求書に記入された本人の職歴から記録を探すことで基本的には対応できるとの認識であった。

4、質問3の問題を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(A) 当時は、年金関係法規、事務手続きのとおりに取り扱うことが求められており、これを逸脱して業務を進めているとの認識は無かった。
電算システムが膨大で処理時間の問題が大きな課題であったにしろ年金番号が施行された時点で記録の特定はしておくべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録について現在報道されているような問題が起きているとは当時全く知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・わかりません。
・"宙に浮いた記録"の特定の生死、住所、給付に結び着くか否かを確認する。ということが"解決"なら完全には不可能。住基ネット活用でどの程度の効果があるか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

申請時の統合主義は入庁時（S53.4）理解。既に数十年が制度発足から経過し、機械化は始まったばかりで、やむを得なかったのではないか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点を見据え、遡及できるのなら、制度スタート時から社会保障番号を導入して、以後複数番号を存在させないこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・行政マンだけが悪いことだ――
・世間一般人の考え方が行政マンばかりせめることだ――こんなことはおかしい。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・どんどん訴訟処分を行うべきだ。
・公・不公平を作らないこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 収入があっても先行き年金はどのようになるか判らない…故って保険料は納入しないと言う人達が多く意思されていた。…考え方の違い？
- 保険料を納入しないことは行政にたずさわる人達が責められる問題ではない……見当違いもはなはだしい
- 年金問題がさわがれ始めてから…知った
- 国年保険料を国会議員すら払っていないことはおかしいのでは？
- 国会議員の記録が悪いからと言って大さわぎすること自体がおかしい？

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 適用事務のとき事を説明 納付をすすめた。
- 滞納対策があますぎた。…国年はやっていない箇所が多かった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知していることはない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 費用と時間がかかると思うが、紙台帳記録とコンピュータデータとの突き合わせを行う。
2. 不備記録については、健康組合、厚年基金、企業等の協力を得て調査確認を行う。また、氏名、生年月日が判明している者は住基ネットにより死亡等の確認調査を行う。
3. ねんきん定期便の送付を継続実施するとともに、加入者の年金記録に疑義がある旨申し出があった場合は、前記2によるほか、申し出者の当時の同僚、上司などの同意を得てもらい、その記録を参考に調査を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 重複取消届出者が多いことから一人で複数以上年金番号を保有している者が相当数存在しているものと認識していた。
また、氏名、生年月日を偽って就労（厚年資格取得）している者があると聞いたことがあったが、いずれ年金裁定請求時に本人の申立履歴を基に記録整備が行えるものと考えていた。

2. 不明記録が5千万件存在している旨の報道があり、あまりにも大量であることに驚いたが、年金受給年齢に達する前に死亡された記録が相当数含まれているのではないかと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険業務から離れ、大部記憶が薄れて来ているが、
1 職業に対する資格取得届の適正届出の指導
2 資格取得届受理時に基礎年金番号の確認の徹底
3 資格取得届入力時の疑重複番号の調査確認や入力結果の確認の徹底
などの業務を適切に処理するよう職員の指導を行った。
反省点としては、
1. 紙台帳から電算管理への切替時の入力データ確認が不十分であったこと。
2 基礎年番導入時に不備記録を徹底的に整備出来なかったこと。
3 電算入力時における入力データを確認補正する体制が不十分であったこと。
4 地方庁には年金記録管理の業務は本庁の仕事であるとの意識があったのではないかと考える。
5 本庁、地方庁とも年金記録を厳正に管理するという組織面（体制）や職員意識（重要性、本来の責務など）の一体感が十分でなかったもと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思い至りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題認識なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

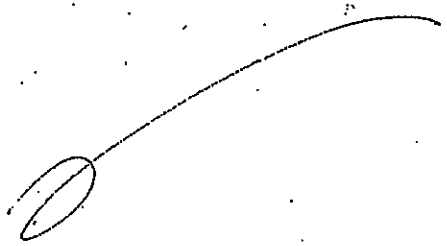

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳との照合等 現行の方法を続けることにより、1件でも多く解決されることを望みます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は基礎年金番号の導入が検討中であり、未統合記録等の問題が顕在化する以前でしたので当時としては特段の認識はなかったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後に認識した問題であり、対応等特段の考えは持ちませんでした。

この問題は、紙台帳管理時代を含めた永年に亘る積み重ねの結果生じたものと考えますが、ずさんな年金記録に対する管理の重要性認識と問題発生への対応が十分でなかったことが原因であり反省点と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

なお、神奈川県(最終勤務地)にも同じ回答をしております。
(12月7日)

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている「本人の申立」確認方法が良いと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

職場を転々とした方は、重複番号をもっているが、年金請求が本人申請主義であり、
年金請求時に、私厂をもとに重複番号を統合すれば、記録は、統合されるので、それで良いと考えていました。
なお、年金記録は、正しく処理されていると思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無しです

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

受給者本人の申告を再確認するより他ないと思料します

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国年の市町村からの台帳移管、厚年の事業主の届出何れも再確認が困難でした

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社保事務所の手書き処理から逐次機械化への申達に充分に再確認が出来なかつたと思考しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長 (国民年金課長) 　　(若干名) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長 　(総務)

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 炭鉱全盛期（S33年頃）は大手炭鉱企業は組合管掌であり、その元請、下請、孫請及び中小企業等は一般社会通念上、社会保険は民間保険と同一視されていた。そのため給料天引も保険料と混合し粗雑であり又徴収の際は、外務員セールスと思われていた。
2. 事業台帳は健保名簿と年金台帳と別々になっていたため、記入漏れもあって健保加入者、年金未加入の事例も多々あった。
3. 記録切替処理は、短時間に多量の事務処理のため昼夜を問わず作業し、又記録進達不備返戻の処理で現場自身も混乱した。
4. 昔々（S24年）先輩談によれば、社保事務所（3ヶ所）事務処理は山積に加えて道庁火災により相当数の記録[illegible]は予測される。
5. 業務センター（高井戸）では、当時（平成六年）から記録消失問題の議論もあり苦慮していた。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金記録問題は、立証主義とされているが、申立事項のなかで過去の病歴（家族も含む。）について、健保、国保、日雇健保、土木国保及び船保等の保険証の利用状況によっては、糸口とならないか。
2. 申立内容を認めたときは、罰則適用も含めてはどうか。
3. 戦後の混乱期も含め、制度の欠如もあり事務処理の過程で適切でなかったことも、この機会に[illegible]その方向で議論し結論としてほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 役所事務の概念が強く、記録漏れ等に間違っていない前提で応対していた。
2. 給料明細書を持参し厚生年金加入を訴えて、役所には記録は無く有る漏れは「無い」として特に調査することもしなかった。（S34年以降）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 健康保険、国保健保及び共済保険等 健康保険法の戦後危機もあれ、老後保障の年金に対する姿勢が希薄であったと思います。
2. 厚年一時金の支給は、社保事務所で決定し支給は手続かに記録漏れも無いが、一時金支給と保険料納入記録の錯誤はないか疑しいと思います。
3. 記録切替時の事務処理徹底が十分でなかったと思います。
4. 労組問題 S34年国年制度施行時には組織結成がはじまり次第に精鋭となり臨時事務は全て事前協議であるとか！又着任、離任交渉など、たえず主導が労組側であった、担当課長（係長）がアルバイト責任者など事務所職員の一体感は無かった。これが原因とも思う（反省点）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

有識者や第一線の現場の声を率直に聞いて効果的な記録整備を実施して欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の正確かつ効率的な管理は、組織の最重要業務であると考えていた。
オンライン処理方式、基礎年金番号制度に取り組んだが、これらを契機に進められた過去記録の整理の平成9年～12年頃ではないかと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その折々に担当する者として精一杯の努力をしてきた。
過去記録の整理を積極的に取り組むことが必要であったが、職員の絶対的な人数不足の解消、予算の適切な配分などの当時の取り巻く環境を改善できなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで公表されている内容でほゞ解明されていると思いますが
さらに取り上げるとすれば
1. 年金記録管理を一元化計画し実施した原点に戻って充分に検証(どのような記録整備作業が行われていたかを)し、さらなる解決策を見いだすことができるのではないかと思う。
1. 厚生年金保険の場合、当時各都道府県から移管された旧(紙)台帳は紙質が粗悪で作業のうえで支障をきたし(記録内容の氏名、生年月日、事業所、期間など)判読できないもの、残れているもの、偽って記録(氏名、生年月日)されているものが相当数ありこれらは事故扱いとして先送りされているケースがあったと思う(そのまゝマイクロ化されている)要因は予算が充分に確保されていなかったのでは人員不足)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録整備の原点に戻り充分に検討したらえ、個々人のことなので各市町村・事業(主)所・社会保険労務士等の協力を得、密接な連携を図りながら記録整備を進めることが大事である
さらに長年年金記録事務を経験された職員、元職員(O.B)の方々をふる活用(一部活用されている)し、問題解決を図るべきである
とくに長年記録事務に従事してい者でないと解決できない案件が多数あったことを認識している
今後は年金番号制を導入すべきである。~~と思う~~

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は組織の一職員として指示どおり膨大な数の処理にあたっており、余裕もなく問題の認識は希薄であったと思っている

しかし、記録整備作業を続ける過程で（質問１）のような処理が行われていたことで将来受給者が増えるなか記録が充分なるところであった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織の体制が充分（予算措置が）にできていないなか、記録整備に必要な作業が進められ、並行して合理化（機械化）が進められていたが膨大な数の処理に対応しされていない状態にあったと思う

反省点として、当時多くの新卒（高校）者を採用（記録整備作業に必要な職員として）しているが、教育（特に年金制度の仕組みなどの）が充分に行われていなかった。

その他

このたびの記録問題から社会保険職員全体が悪者扱いされて報道されており誠に残念である

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、提起されている問題以外には、承知いたしておりません。
また、記録の改ざんがいわれておりますが、そのような事象にあたったことはありませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでに問題が生じていると考えられる記録については、膨大な作業となりますが、現在行われている「ねんきん特別便」での個々人への確認等で解消を図っていくしか方策は考えられません。
ただ、基礎年金番号への未統合の記録については、厚生年金基金等の記録との照合(基礎年金番号以外のキー項目等の整理、作業面での問題はあろうかと思いますが)で判明するケースがないのか、検討の余地があるのではと思います。(ただ、具体的な事例にまでは至っておりません。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の事務処理は、膨大な記録の管理や増加の一途をたどる裁定・支払への対応のためにコンピュータ処理が取り入れられ、更に、迅速な処理が求められオンライン化が進められてきました。

このような状況のなかで、年金の裁定は請求主義という考え方での事務手順が引継がれ、裁定時に記録の確認や判明した記録の補正を行うという仕組みが取られてきましたが、裁定の前提となる記録の管理面では、予算や要員面等の制約もあり、コンピュータと別管理の旧台帳記録や基礎年金番号への未統合の記録が存在していたことはその時々で認識しておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の問題点については、その時点での事務処理として、旧台帳記録（マイクロ、紙保管）の有無の確認の徹底や基礎年金番号への未統合の記録のマスタへの収録等に結びつけるように努めてきたつもりですが、現在、問われている根本的な部分では、予算、要員等の壁が厚く解決には至らなかったと認識しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・(国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（別紙記載のとおり）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（別紙記載のとおり）

ご協力、ありがとうございました。

質問３及び質問４について

（その１）

１ [redacted]

当時、資格記録関係はオンライン化されておらず、社会保険事務所は厚生年金の資格記録を原票又は喪失届という形で社会保険業務センターに送付することとされていた。社会保険業務センターは送付された紙の記録を民間入力業者に委託し、製品である記録が入った磁気テープを１月に１回の厚生年金記録統合処理で、記号番号毎の記録に統合する処理を行っていた。

製品である磁気テープは、統合処理にかけられる前に「変換編集処理」を行い理論的なチェックが行われていた。入力業者への契約条件の１つに「ベリハイ？」という処理が義務づけられていた。これは、紙の記録から磁気テープを作製する場合、最初の入力（エントリー）後に「ベリハイ？」といった所謂２度打ち（同じ入力作業を繰り返すこと。）を行なうことで、入力誤りを無くするための処理と言われていた。「変換編集処理」はこの入力の精度をさらに高めるためのものと言われていた。

私が担当していた入力委託の分野では、この「変換編集処理結果の事故」をチェックする業務もあった。当時は、変換編集事故の割合は「０．０２％以下」でなければならないと言われていたように記憶している。ところが、入力業者によっては常に変換編集事故率の高いところがあった。また、紙の記録とは全くかけ離れた入力結果が出ることがあり、「ベリハイ？」処理が行なわれていないと想定せざるを得ないような業者があった。当時事故として発見されるのは氷山の一角と言われており、理論的チェックにかからない入力誤りがそれ以上に存在するとよく言われていた。これを見過ごせば正確な記録の管理に支障をきたすことと考えられた。

私はこの結果をメモに作成し、上司（班長）に入力業者への指導等の対応を依頼した。上司は入力業者へ直接連絡が取れる会計担当にその旨を強く依頼したとのことであった。しかしながら、事故率は減少せず、紙の記録とは全くかけ離れた入力結果が出ることも変わりなかった。

その後、資格記録のオンライン処理を行なうための事前処理として「中間時進達」が行なわれた。これは、社会保険事務所で「紙の原票又は名簿」で保有している直近記録までを社会保険業務センターのコンピュータに取り込むための作業であり、それまで行なわれてきた「原票又は喪失届」に代わり「原票又は名簿の写し」が、全国から一時期に集中して大量に社会保険業務センターへ送付された。その処理としての入力業者委託等は平常時と同じ方法が採られた。入力委託業者への指導等が従来と同じペースで進められたとすれば、誤った記録がこの時期に大量に出来たのではないかと推測されるところである。

２　その当時、入力業者は随意契約により選定されていた。このことが批判を浴び、

入札による業者選定に切り替わった。新規の業者が初めて納品した１か月分のデータを変換編集にかけた結果、当時「雑届」と言われていた届書の入力がメチャメチャな状態であることが判明した。すぐ関係係長等の対策会議が招集された。この「雑届」は私の担当ではなかったが、私も出席させられた。私は、納入業者に費用等の責任を取らせ、全てやり直しを行なわせるよう主張したが、会計担当者に「馬鹿なことを言うな。」と一言の下にはねつけられてしまった。

この「雑届」は、厚生年金記録の統合処理にいろいろな影響を与えるものであり、おろそかに扱っていいものではなかった。厚生年金記録の統合処理は、基本となる記号番号別の記録に対し、記録を追加する処理、内容を訂正する処理（これらの処理を行なうデータを「トランズ」と呼んでいた。）があるが、中でも１人の被保険者が２つ以上の番号を持っている場合の記録統合処理（重複取消処理）は複雑な処理であった。この重複取消処理は取消される番号の記録を１度全て「トランズ」化し、次のサイクル以降の統合処理で追加記録として残す番号の記録に追加していく処理であった。この場合、残す番号や取消される番号の記録に対し、各種の訂正等が発生していることが多いと言われていた。「訂正」等を行なう「トランズ」は統合処理前に「記録トランズ」の全てに対して働きかけを行い、残す番号の記録と取消される番号の記録が統合条件で一致するような機能を持つものであった。この訂正が行なわれない場合、訂正対象となった記録は全て「統合できない記録（統合事故）」として出力された。

当時、再就職した場合は厚生年金被保険者証や年金手帳を添えて社会保険事務所に届けることとされていたが、大都市の社会保険事務所を中心に、添付漏れの場合は新規取得扱いとし、前の番号が判明した時点で「重複取消届」を提出させる扱いが多く行なわれており、重複取消届の数は相当なものであったと記憶している。

また、統合事故については社会保険業務センター内で調査等を行なうものの原データが無い場合は処理できず、社会保険事務所へ処理依頼を行なっていたと記憶している。労働組合はこの統合事故を社会保険業務センターが起こした事故であり、これに係る処理は本来業務ではないと位置づけているところが多いと言われていた。このため、社会保険事務所における統合事故の訂正処理は手が空いたときだけ行い、一定期間が過ぎれば未処理のものにも「処理不能」（？）等の表示を行なって社会保険業務センターに返送したという話も伝わっている。

本来の形にデータ化されなかった「雑届」は、その後特別処理のスケジュール等が設定された話は無く、特定の係長に処理が預けられたということであったが、段ボール箱いっぱいの届書の処理が終わったと言う話は聞かなかったように記憶している。

３　基礎年金番号設定直後、大府県では大学新規卒業者の就職（厚生年金の資格取得時）時に基礎年金番号保有の有無を調査せずに、新たに基礎年金番号を払出しているという話があった。基礎年金番号は20歳になれば大学生であっても新規に払いだすものであり、市町村はその番号で管理し、社会保険庁へも報告されていた。

従来の厚生年金の記号番号であれば、最初に払いだされた番号が優先し、後で払いだされた番号を取消すこととなっていたが、基礎年金番号はその逆であり、後で払いだされた番号が優先するため、二重払出しが確認された時点で市町村は最初に払いだした番号を後で払いだした番号に訂正しなければならないこととなった。

しかし、最初に基礎年金番号を払いだした市町村に後で払いだされた基礎年金番号の情報が必ず届くとも限らず、２つの基礎年金番号を持つ原因のひとつと思われる。この件に関し、私はある会議の席で是正を要請したが、全国規模の話であるとして、その場で是正措置をとるような議題とすることはなかったと記憶している。

以上３点は、私が関った小さな範囲ではあるが年金の記録管理について気が付いたことを記載したものである。特に１の件が適正に処理されていれば、統合事故も少なくなったはずであり、（新聞報道のみで詳しいことは解らないが、５千万件の中には、トランズが統合されないままになった記録が含まれているのではないかと思われるがいかがであろうか。）相当の効果があったと考えられ非常に残念である。また、３について早期に是正措置をとっていれば基礎年金番号の二重払出しも少ないうちに治まったのではないかと思われる。

（その２）

１．国民年金の届出について、国民年金は市町村窓口で「氏名」「生年月日」を公簿（主として住民票）により確認したうえで登録されることになっていたので、これらの記録は氏名・生年月日が正しいものとして理解されてきた。しかし、年金請求時に戸籍と異なる事態が発生る例が少なくなく、年金決定に支障を生じていると言われていた。

２．厚生年金の届出について、事業主の届出内容を確認する手段（仕組み：権限）が無く、届け出られた被保険者の氏名・生年月日を信じる以外になかった。

①　過去の民間会社の採用条件は、現在と異なり「80歳以下」等の条件が多かった。このため、年齢を偽って就職する例が多く[redacted]就職するたびに年齢を偽った例はかなりの数に上ると言われていた。

②　氏名についても同様であり、20余の氏名・生年月日を使分けていた者もあった。また、業種によっては、上記①②が常態化している職業もあり、本人がどれだけの氏名・生年月日を使い分けていたか、記憶していること自体が危ぶまれる。

③　「生命保険の外務員」に係る厚生年金の適用については、８号未納期間で有名になったとおり、被保険者本人が承知していないケースがほとんどであった。

しかも、彼女たちは特定の生命保険会社に長期間雇用されることは少ないと言われており、いくつかの生命保険会社を次々と「渡り歩く」例も少なくなかったと言われており、本人の知らない記録が沢山発生していると言われていた。

④ 健康保険組合の管掌下にある事業所において、氏名・生年月日の訂正届けを健保組合のみに提出し、厚生年金部分を社会保険事務所に届け出なかったという例が多いと言われていた。

厚生年金基金に加入している事業所においても同様であると言われていた。

以上 2 点は制度仕組み上の問題点として年金業務に携わった者の間では常識的な事柄であった。このことから、年金記録の最終確定は年金請求の時に行なわざるを得ないと、先輩等に聞かされてきたものである。

以上

4/9

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
1・経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①現在実施されている又は実施しようとしている「本人への記録内容確認」や「オンライン上の記録とオンラインへの切替前の記録(台帳や名簿など)との突き合せ」を、ある程度時間をかけて実施していくこと。

②資格期間や保険料納付を証明する書類等がない場合には、一定の条件での状況証拠のみで認めるようにすること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 年金制度の信頼を損ない、事務処理面で年金制度を崩壊するほどの大きな問題として認識していた。

② 基礎年金番号創設時、付番するにあたり基礎年金番号以外の番号の有無について被保険者や年金受給者等へ照会した際、「回答をしていただけない方がいて整理ができないものがある」ということを聞いたことがあるが、その時にはこのことが年金記録問題との認識はなかった。
年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年4～5月頃である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① オンライン上の記録で基礎年金番号に未統合の記録について、名寄せ処理を速やかに行い、本人への照会（ねんきん特別便）により解消を図ることを行った。

② その時々では適切に事務処理を行ってきたことと思うが、反省点としては、年金記録問題の原因には、「年金記録は年金裁定の際に本人からの情報に基づき整理ができる」との考えがあったのではないのかと思う。
この考えがあったことにより、結果的に事務処理が適切に行われなかったのではないのかと思う。
事務処理は、どのような時でも、適時かつ適切に行わなければならないと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金の記録の整備は、本人の取圧と照合する方策(先般実施された本人による記録の確認、不備の申出による整備)

[illegible] **回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・地方の保険事務所在任当時は、下名 オンライン実施にむけ台帳整備、切替業務、オンラインを軌道に乗せるという業務に従事しており正確に切替える（入力する）ことも当然のこととして指導していた。

・本庁課長在任中は 医療費適正化対策に従事しており特に年金記録についての認識はなかった。

・在任当時は、年金の裁定請求のときに証拠書類を添付し年金記録の不備は証拠書と照合して整備し裁定していた。

・退職後年金基礎番号が実施され、その後年金記録が問題化された。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・オンライン切替時に入力ミスがあったとしたら反省しなければならない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正規の職員で地道に取り組むしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

由由しき問題と認識していた。
その存在を知ったのは、平成元年頃と思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正規の職員増を要求したが、上司は受け入れず、小職は左遷された。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録が簡単には整理・統合できなかったのは、次のような事情もあり、このことは、世間一般ではあまり知られてないと思います。

① 厚生年金保険の場合についていえば、年金記録の基本情報である被保険者の氏名、生年月日は本人からの申出に基づいて事業主から社会保険事務所に届出された内容で記録を管理することになっているが、過去においては被保険者が就職等のために生年月日や名前を偽って申し出し、被保険者証を複数枚所持する事例がかなり多くあり、このことが記録の整理・統合を難しくした一因となっていたこと。

② 年金記録の統合等の管理の仕方にもいろいろと沿革があり、電算機による管理においては現在と過去数十年前の電算機の処理能力には雲泥の差があって、現在では簡単にできることでも過去にはできなかったことが多くあったことを理解した上で年金記録の現状を評価する必要があるが、世間一般からはそこまで理解されていない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度の発足以来半世紀以上を経過し、膨大な量となっている年金記録を2年程度の期間で全てを確認し、整理・統合することは土台無理ではないかと思います。

解決の方策としては、処理の優先順位を決め、もう少し時間をかけてきめ細かく対応すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は昭和54年７月から約２年間、当時、厚生年金保険の年金裁定を行う部署に係長で配属されていましたので、そのときに社会保険庁が管理する年金記録に旧台帳といわれる戦時中の記録が入っているもので資格喪失年月日が記入されていないもの等の不備なものがあり、これらは電算機で管理る記録には統合されていないということを知りました。

当時は年金の裁定に当たり、社会保険庁が管理する年金記録と年金裁定請求書に記載された請求者の職歴とを照合し、漏れや相違あれば請求者や地方庁に照会する等、当時考えられるあらゆる手段を使って調査し、記録を整備することを基本にしていましたので、整理・統合されていない記録があることが大きな問題であるとの認識は特にありませんでした。

ただ、このような記録があると、照会等の調査で裁定を行うまでに時間がかかるため、早く整理・統合されるべきとの思いはありました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のように、旧台帳等の不備な記録があると年金裁定に時間がかかってしまうため、当時の年金記録の管理を所掌する部署の担当係長に対しこれらの不備な記録の整備についての考え方をまとめ、早く統合すべきといった意見を何度か言った記憶があります。

現時点でみた場合の反省点は、年金記録の管理を所掌する部署に在籍したことがないため、第三者的な意見になってしまいますが、少なくとも基礎年金番号の付番といった大きな節目の時点で、内容が不備で統合されていない年金記録の整備についての考え方と整備計画といったものを対外的にも説明できるよう、しっかりまとめておくべきだったのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題は 制度のスタートと共にあったものと思う。
「氏名」「生年月日」「性別」の3点で記録の整合性をとっていたため、これらの項目が事業主側からの届出内容と事実が相違する場合チェックできない。
又、「資格取得日」「資格喪失日」が本人に(被保険者)確実に伝っているか不明である。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%解決の方策はないと思われる。
行政側になげ責任があるケースは、救っていけばよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所に採用された時から(主観で)認識していたと記憶しています。
社会保険庁から地方へ、疑重複等の事故り処分が送られ、社会保険事務所の台帳と突合するなどの作業がありました。
(事故原因:届出内容で事業主と被保険者両方に責任がある(ケース
入力(行政側)ミス)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。 年金記録問題と命名し、あえて問題視している。目的とする回答にならないと思います。了解ください。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・すべて法令等に定められており、それらすべてを循守してあれば問題はない。

・法の目的
・関係法令 } これらの研修時間確保

・年金の相談は問 ←―― だけを答えれば良いというものではない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決(整備)に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題」という事業は知らない。命名した者に聞きたい。
私が入方社「先輩」が後のすべての研修で言われたことば。
年金の記録はそれぞれ ひとり、ひとりの歴史を、1年毎に頼みよりが確実に年金受給されるまであずかる仕事、各種書類で送付されてくるから1件、2件とかぞえるがあくまでも「人」である。余方もなく時間がかかる。一方で余方もない、時間の余裕がある。ものごとの解決には時間がいくらかかろうとも1歩1歩着実に進めたほうが、結果は近い。あわてたところは結果として、やり直しとなる。
年金の記録は制度が習熟するまで関心を示さないだろう。だから今が大切なのだ。習熟する時が大きな問題とならないように。

(制度は約20年来たこれから20年後だ)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録~~問題~~整備をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①最近の国会のことか？

②入方した頃のことか？

②は(質問２)と回答が重複する。

年金記録については、社会保険事務所で、その都度整備していた。それでも設定、請求書の記入については事務所の窓口で各事項を確認し、特に職歴欄についてはもれの無いよう指導がされていた。この確認によって、ひとつ今の記録の整備は一段落となるその中し出により訂正は可能である。

(質問４)~~質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、~~この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の入方した頃は、年金設定が社会保険庁で始る頃であり、業務は煩雑となっていた。このことは社会保険事務所においても照会対応等社会保険全般が確定確定していた。しかし記録についても新しい歴史が積み重なっていった。この時感じたのは、人手が少ないこと、一度計上した予算は新聞の計画になるないと、予算担当に考慮されないこと。

現在行っている記録整備は、35才以上をターゲットとして20年計画で着実に実施することの過去の積み上げであり、その都度の通知や法の考え方の研修を充分に行い、対応する必要があると思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、一般の方に知られていないであろうことは多くある。しかし、質問が何を期待しているのか、特に何を問題としているのか分からないので、答えようがない。

朝日新聞の欧州特派員および東京都知事が「ヨーロッパ諸国では、このような年金記録問題があれば、必ず暴動が起きる」と言っているが、これは、当たらない。

暴動が起きるはともかく、年金先進国にも年金記録問題があるのは周知のことである。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている多様な方策で充分である。

国民に不安感、不公平感があるままの制度運営はよくないのは当然である。しかし、政府あるいは制度運営者の評判が悪くなるのを避けるのが第一の方策のようであるのは解決にはならない。

年金裁定時に記録を徹底的に確認すればよいので、これを関係者によく説明し理解してもらうことで足りる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中において、制度を目的に沿って運営をするためには、第一は制度からの離脱者を捕捉し、第二は保険料債権の確保で、記録の正確性などは通常当然の事務処理であった。しかし、社会全体が記録の重要性に対する意識が薄く記録の出発点である届け出から問題はあった。つまり、保険料債権発生時あるいは消滅時にこの記録をしないことはあり得ない。また、事実に基づかない記録を作ることもあり得ない。しかし、不正確な届け出に基づく記録処理は往々としてあり、記録の不接続が起きることは想像された。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の正確性あるいは補正の重要性については常に気を使うことを心がけた。年金広報の充実あるいは基礎年金番号制度導入や年金手帳の工夫などの取り組みに努めた。これらの効果は無かったのだろうか。反省点として挙げるものは特に無い。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

納税番号制の導入しか解決できないでしょう
その番号を持ってない人は社会生活できない
システムが必要です

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手作業で管理していたものを機械処理システムに完全移行するには無理があったのではないのかと思われします。
問題のなされを認識した時期は不明ですが新聞紙上で騒がれた時と思います

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人と記録を完全に管理できなかった当時のシステムの不備を引継がざるを得なかった現役の職員は気の毒 厚生年金制度発足時から記録を管理する認識が欠如していたと言われても返す言葉もありません。
今は年金請求者の申出を誠実に記録をつないであげるのみですね。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道等以外には承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者に有利な結果となるような方策とするべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人の年金記録に関しての事実関係の記憶が曖昧であるため、調査が十分にできないとの認識。

記録の改ざんの存在を知ったのは、報道。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

膨大な記録の管理を正確に行うための体制の確保が必要であったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「ねんきん特別便」による地道な記録整備がいいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・特段の問題があるとは認識していませんでした。
・不正と思われる年金記録問題があったことは、新聞等の報道で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録の整備は、本人からの年金請求時の原データ等に(コンピュータ記録、旧台帳、社会保険事務所の記録等)適正に処理されていたものと思います。

・年金記録の整備は、昭和17年から約70年に亘る長い歴史があり、それぞれの時代、紙台帳からコンピュータへの管理と適正に処理が行われていたものと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長又は国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時代の背景で異動（住・職）が激しいのでむずかしいと思いますが、「記録特別便」の送付が一番効果があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金のことは判りませんが、国民年金については異動（住所）するたびに「年金手帳」の交付をうけていた人もいるようですので、これをつなぐことが必要と思う。これは当時から知っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「年金手帳」は一人一冊ということを県、社保、市町村でPRした。いろいろの手続きが「届出」で行われることになっていることが問題を[illegible]しているように思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にはなし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的な解決策は思いつかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金番号の重複~~支給~~が多いのは承知していた。承知したのは昭和52年6月頃。業務第二課に在職中で一本に統合するにはどうすればよいか検討したことがある。ただし同一氏名、同一住所、同一年令で別人であり調査したところ同一氏名、同一年令で同一の敷地に居住していたことが判明した例があった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金番号の重複は東京都に多かったので新規取得か再取得か(取得面に記載)相関があったと記憶している。十分確認を行なうよう当時の業務課名で東京都に連絡した記憶がある(重複についても)

~~返事~~ 反省点としては二度、三度にわたり各都道府県に連絡すべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現時点では、処道に処理する。
・一定期間、経過後は、何らかの基準を設定。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在公表されていることが全てだと思います。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題について社会保険庁としては、費用対効果の観点から、裁定前に「事前通知」により加入記録を通知し、加入記録を整備することにより、年金裁定の正確かつ迅速化を図ったものであり、この方法が有効な手段だと思います。

年金問題に便乗し事実確認を疎かにして年金記録を整備することは、誠実に年金を納めてきた方たちとの不均衡を考えると、国の事業として公平さを欠くことになるものと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在年金問題は全て私員の不祥事により発生したものとして認識されていますが全てでは無いと考えます。
これまで年金行政に携わった者として、その当時は全力で仕事を行い一所懸命努力したつもりです。それでも現状の様な問題があるのは、次の様なことも考えられます。

① 住所変更者の転入届未提出による不在者の大量発生
② 資格取得届の事業主責任(膀本での確認ではない)
③ コンピュータ入力時の漢字のコード化(昭和40年頃は漢字に番号を付していた。1文字1番号……索引方式)
④ 年金番号証の乱発行(複数所持)
⑤ 年金請求主義の義務規定 ---- 等々。

勿論私員の不祥事があったのも事実でしょうが。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 「新たな回復基準・救済方法」により一定基準以上のものを認定することも必要でしょうが、
必要以上に緩やかにすると虚偽の申立も認定され不公平が生じることも考えられる。
(例) 昭和39年以降国民年金の納付は夫分のみ行い妻分は意識的に納入しないことがあった。

② 100%訂正と言っても今では無理と考えられる部分もあるので、国民に理解を求める程度のところで終了することも必要ではないかと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金番号を一人で複数枚所持している者が沢山いた(現在でも発生していると思う)。
  早く国民総背番号化しないとこの事は解消しないものと考えていた。
- 今でも必要と考えています。年金手帳を発行してもこの問題は解消しないのではないでしょうか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 基礎年金番号の付番化に努力したつもりです。(平成9年1月1日)
- 年金は「請求主義」であったため、申請者が提出した記録が正しいものと認識して仕事を行った。
- 事務量の予算も年金請求主義に基づいたものとして請求し予算化されていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません.

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○コンピュータ記録に統合出来ない旧台帳記録やカナ変換出来ない氏名があることは知っていた。

○収納等UPのために保険料滞納事業所をそ及して全喪処理をしている事例があったということを平成10年頃聞いたことがあったが個人の被保険者記録に影響はない（切り扱がされる）と理解していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○未統合の記録は年金請求がされた時点での調査で復活可能と見ていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すべて表に出たと思います。
ただ、強制適用でありながら事業所が届出しなかったいわゆる未適用者の問題や、特例徴義務が滞納したまんの取りあつかい。倒産した場合の取り扱いや、日々雇用者の扱いが適正に行われていたか等、制度全般に亘る問題があったと思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金保険制度が今後健全に運用されるよう全力をつくすこととし、現時点での問題は凍結し、本人自己のあるものを除き、将来の健全化のため、役立てるしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、直接担当したことがなかったので認識していなかったと思います。
うすうすは気がついていたと思いますが具体的には、マスコミ報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接担当したことがないため、よく解りませんが、保険保険事務所では、人手が不足し、台帳切替のために非常勤職員が常に働いており、正しい仕事が出来るのかと心配したことが思い出されます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録を管理する上で、結婚等により氏名が変わった場合に届出がされていない場合や仕事が変わるたびに新しい年金手帳を取得している加入者は、一般的に多く存在していたので、整備が必要な記録が存在することは就職したときから認識していた。しかしながら厚生年金の場合被保険者の住所を管理しはじめたのは平成に入ってからであり、10年程度前までは、年金請求時に本人の職歴と照合し、記録を整備することが一番合理的な方法という認識でいた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時に記録整備することが最も合理的な方法と考えていたので、特に対応は考えなかった。
その後、電算化が進み、年金定期便が送れるようになって、よい方法ができたと思った。
もっと早期に年金定期便により加入者に確認してもらえたのではないかと考える。
一方、加入者が年金記録に感心を持ってもらわなければ解決しない問題であり、広報や教育の充実が必要であったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金定期便で加入先に記録を確認していただき、整備することが最も合理的な方法と考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・(国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

再就職(転)のとき特定の時期に転職があって不利と考えて、新規加入として本人が届けていた

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一定年齢以上の定年退職者には、たとえば、(前)退職者に年金記録を確認させる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁業務課に勤務していた当時には、これ程の問題があることは考えていなかったが、ある程度は問題が発生するとは予想していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務所の担当者を変更した。中央・地方を含めて
の重要性を認識すること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的案件はありません。

※年数が経過しており、明確な記憶がなく残念ですが、申し訳ございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的記憶をお示しすることは残念ながらありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和44年～46年頃
旧台帳管理ポジション在籍時
記号番号重複整理、生年月日訂正、氏名変更処理等手作業で管理、多数の処理件数より被保険者の制度認識適正届出、事業主の適正な届出、社会保険事務所の適正管理、社会保険労務士センターの適正な管理等が一環して適正に処理されない…と年金記録時に問題が生じると認識していました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

与えられたポジションの事務処理を正確に行うことが重要であると一人一人が認識する必要があるとの精神面のみの対応しか出来なかった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている以外は無し

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている方法以外に良い方策はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミで報道されて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「厚生年金関係」

1. 事業所より採ったる「資格取得届書」の誤記による不容合。
   ○ 就職時の生年月日。(年令制限のある場合故意に生年月日を変えて記載)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「厚生年金関係」

一括処理の際に出来る限り処理することが望ましいが、完全にすべて処理は不可能と思う

※ 4%〜5% ぐらいの事故処理については、裁定の申し出があった際に処理することしか出来ないと思う

(年金の支給申請の際に職歴を書くことになっている)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「厚生年金関係」
正確に処理することが大前提ですが
本人、会社の担当の正しい届書の提出が前提。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務課での事故処理の中で、特に事故の原因による事例については、常に指導する方法をとっていた。

※私は国民年金の処理については、殆んどわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思いつきません。すみませんが……

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

必要なのは人員と予算です。

それ以外の具体策は考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識じていましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

青年時代、社会保険事務所、旧保険課(現業)に勤務した経験があります。担当係ではありませんでしたが、同僚を通じて、旧台帳の整理が如何に大変な仕事かということは見聞していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳の時代はともかく、オンライン完成後において(現在)、対応策は考えつきません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長 (国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しているものはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁で現在実施されている方策が最善と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのような問題は認識していませんでした。
存在することを知ったのは新聞で報道されたときでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点はわかりません。
早期の解決を望んでいます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「年金記録問題」の事象に掲載されている事項以外には特にありません。

・発生原因は、様々なものと思います。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・記録の完全な統合ない時点で困難なことと思われますが)裁定請求の受け付けのつど、特別便により本人照会などの実施がされていますがこの方法以外に見当りません。

・特別便で記録が間違いないことを確認し、将来に備えて考えているサラリーマン(男女ともに)もおります。声も聞きます。

(注)この声を聞くとき、保険料納入なしに給付につながることとなるとした場合、年金制度の根底に大いに影響がでると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化に~~ある~~より 事務 開始のとき
説明を受けた。質問２の方法による以外
には当面~~解決~~解決の方法はないと考えた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・すべてこれまでの特別便等で疑義のあったものについて早期に処理を完了すること。

・今後このような問題が発生しないための対策を確実に実行すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・手帳番号を2以上持っている者が多くいることは認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・名寄せ等で他手帳番号の照合もし統合する事業に携わっていたときがあり、これを確実に実施するよう努めた。

・当該事業の回答率は、年齢が若くなればなるほど少なくなっており、当該事業の重要性の周知が~~未だ~~さらに不十分であったのではないかと考えている

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

旧台帳(紙台帳)は中央から地方(戦災防止)へ地方から中央へと保管換を行なったが、紙質も悪く水害等にあった台帳は記帳内容が判読出来ないものが多くあり再製したが完ぺきかは保証出来ない。
亦、コンピューターへの切替時にサンコータイプライターで紙テープにパンチしたが、パンチャーが記録の重要性の認識がやっと足していた為氏名等は勝手な判断でパンチした例が少なからず存在したこと

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

適確な考へは接合せてない。
今現在行なわれていることが良いと思われますので根気よく時間が掛っても行なうしかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧保険局年金業務室で索引班に在籍したが、再製された台帳と旧台帳との突合を行なっていく中で合致しないケースも多く将来年金支給開始が本格的に始まったら大きな問題になるのではないかと懸念していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当職員一人一人が問題点を承知してその業務に当るよう指導したが、キーパンチャーが年金制度そのものの重要性を知らない中で作業を行なっていたことが今となって不突合の結果となっているような気がしてならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段に承知する問題はありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今後とも記録の適正化に最大限の努力をすべきとは思いますが、一方、被保険者に対する年金保障としての事実確認等に対する方策が必要かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未収録や不正確な記録があることは、社会保険事務所にて年金の実務に就いていた昭和40年頃知りましたが、地道な記録照会などの処理により一つづつ補正されていくものと思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録整理のより大切さを関係者が認識し、積極的な取組みがなされるべきであったかと思います。
また、制度発足時より年金に対する意識の高揚に努めるべきだったのではとも思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別添回答のとおりです。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別添回答のとおりです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別添回答のとおりです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別添回答のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

513 1257

質問１に対する回答

報道等による情報以外の年金記録問題はないと信じています。

質問２に対する回答

特に「消えた年金記録」問題については、私が入職した時代は、国民年金記録を台帳に消しこみ（納付記録の納付状況を記載）を手作業で伝票一枚一枚めくりながらであり、絶対に間違えがなかったかと言われると自信がありませんが、当時は、市町村との二重管理（市町村においても同様の作業を行っていたと記憶）があるので、よっぽどでなければ、消えるようなことはなかったと思っていました。しかし、現在ボランティアで社会保険事務局での点検ではかなりの不備を目の当たりにして台帳の転記（旧々から旧台帳、旧台帳から新台帳など）作業での「転記ミスもかなりあったんだなー」との感想で、今まさに地道に行っている再度点検し直すという方法しか解決がないように思います。時間との勝負ですので、我々を含め、ＯＢのボランティアの力が必要と考えますが、平日でも休日でも、夜間でも、短時間であっても柔軟にお手伝いできる環境の整備が必要とも思います。

質問３に対する回答

平成１８年８月の退職であり、当時は「不正免除」の問題の真っただ中にあり、質問の「年金記録問題」については、手作業や、転記作業の中では一定のミスは発生するが、本人の年金給付請求時には一般的に解決するであろうとの認識しかなかった。後段については、新聞報道があってからの認識です。

質問４に対する回答

社会保険事務局からのボランティア要請に対し、できる限りの協力をしていこうとの思いです。
後段につきましては、反省というより言い訳にしかなりませんが、自分は、意欲もあって、与えられた業務を一生懸命やってきたとの思いですので、非常に残念でなりません。多くの職員はまじめに大量の業務をコツコツと行っていたと信じますが、一つだけあげるとすれば、「システムの内容を検証できる専門家（法律の解釈とシステムエンジニアを兼ね備えた人材）を育てず、委託業者主導のシステムであったことと社会保険業務センター総務部企画調整課の担当職員の力量・知識不足と人数不足・時間不足からくる、いわゆる、システムの詳細は任せっぱなしとならざるを得ない体制であったのではないか」と思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

原年基金年記録の具合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録問題の認識度…適正処理して認識

・問題の認識時期…29年

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・当時の対応策…本人照会と実体

・反省点…特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、今迄問題となっている問題について
他に見聞している事項は有りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

半年期以上前からの記録問題であり、戦時戦後を経て
現在にいたっているので、それぞれの時代の取扱手順による
組合により適正処理を図ること外はないと思われますが
大変な事務量となり困難と思われます。
然し年金記録問題の解決策として最良の方策が有るとは他に考へられ
ませんので現在中央で押し進められている作業の進行に期待している
状態です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は厳密、被保険者が退職後の年金受給の際大事な記録であると理解していたが、在籍中は現在のような問題となっておらず、現在のような事態を知ったのは国会等で問題となり報道された以降であります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省としては、被保険者の退職後の重要な問題であり、全職員がその点を自覚して今少し取組みに重点を置かざるべきであったと反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現に行われている年金相談、ねんきん特別便などによる記録整備を着実に実施する以外ないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は年金給付に直結するものであり、根幹の問題である、との認識はしていたが、特に船員保険の戦時加算の問題などは、船舶がいつ・どこを航行していたか被保険者ごとに記録を整備しておくことは不可能であり、ケースバイケースによらざるを得なかった。
(知ったのは年金給付事務にたずさわった昭和○○年当時)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は、事業主の届出方における事務処理で整備され、人的過誤は避けられないものであり、補完する意味あいから、質問2の考え方になるのではないか。
制度的に保険方式をとる以上は、程度の問題はともかく避けられないことか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在知ません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている確認業務を地道に行なって行く以外に方法は無いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和52年頃、業務課支払班に在席した時、複数の厚生年金被保険者番号を所有している者、旧台帳が存在している事を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、厚生年金の被保険者の住所が把握されておらず、本人からの申告を待たなければ、その事実の確認ができない状態であった。

後の世：最終的には、年金受給権発生時の裁定請求書に記載される申告履歴と年金記録の突合を的確に行うことにより解決することもやむを得ないと思っていた。

年金記録の確実な管理、効率的な業務処理の為に、社会保障番号の導入の検討が行われてきていたが、プライバシー問題等により実現できていない状態が続いた。

その後、平成8年頃、基礎年金番号の導入が実現し、次々に解決していくものと認識していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

憶えてありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点での解決方法は、判りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題については、気付いておりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・法改正!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在籍中においては、年金に係る問題は特になし

・国民年金の未加入問題を契機とした加入記録の不備問題による報道記事等

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・前段は特になし

・長期間続いた紙台帳管理に問題があったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1、年金局・社会保険庁本庁と地方機関の間に、年金制度の目的である国民の受給権を保障するための認識の欠落と人材育成・機能の分断化による歪みを放置してきた組織の問題の定着。

2、国民の権利擁護のための制度の実施を「事務処理」として取り組んできたことによる問題意識を醸成する組織からの逃避。（事業としての取組みは行政組織全体に欠けている。）

3、自治事務と機関委任事務の組織の分離とそれに伴う改善提案を共同で担当する体質とその人材の運用から来る人材の劣化という歪みの構造

4、事業方式と加入者記録管理方式の点検管理機能を欠いた本庁組織の欠陥の背景化と保険者系労組の力の強い現場の事業管理力の欠落（労使癒着的な関係）の定着。

5、以上1～4の結果、本庁内部の機能の無責任化で記録の年金裁定時に大量の確定記録漏れの発生は常態化

6、社会保険庁本庁内では一部の組織・幹部の人材面の理念も問題発生の一因

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1、国民の立場に立った組織活動のための徹底した人材教育の実施

2、勇気をもって情報開示の実施と適切なタイミングで国民の意見を聴くこと。

3、国民に発する文書は、国民が見て理解しやすいかを確認して編集・作成し発送すること（周辺の住民から照会されて???のつく文章を読んだが、記録への加入方法もないという苦情あり）

4、約束して実施するとしたことについての実施計画を国民に開示し、国民との合意のうえ実施する。

5、国民への対応は、第一線職員だからということではなくて、本部組織の職員も含め全職員の接遇研修を徹底すること。（人間としての教育も必要）

6、この委員会で大臣の示した方針と実施を検証しながら組織の全員が納得して取り組むこと。

※ [illegible]るには、問題発生時にとるべき、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 国民年金制度創設時の職員採用とその後の組織管理業の失敗
2. 事業評価方式の欠落と本庁の事業管理能力の欠落
3. 地方組織の2元化（保険課長と年金課長）による事業推進の障害の顕在化（国民年金 ~~[illegible]~~ 制度時から続く、その為に一体化は表面上の）
4. 人材評価方式の歪みによる登用への悪影響 ~~[illegible]~~ 組織力の発生に気付かない事務長が
と人材の劣化の定着
5. 前記の1～4の結果、加入から喪失、その間の級付記録業務の事業方式の欠陥の発生と改善不能の発見は、第一線の社会保険事務所の職員としての経験時に気付いていたが、その後本庁に来た後も対応する立場になく立場上いろいろと行動しても、現時点する上司や同僚は存在していない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 組織とそれぞれの部門（特に管理職）の役割の具体化によるその実施責任分野の評価と登用
2. 社会保険制度などが求める異民の権利を擁護するための立場を明確にした仕事への取り組みを納得して取り組むための中間管理職 ~~[illegible]~~ 另組 説得の対応をするが、過去の責任者の対応とは真逆となり
3. 前期2の結果自治労事務組は、最後まで抵抗し、本部を通じて本庁上層部に申し入れをされている。この結果、今日でも上司とは（結数）関係が悪化したまいである。

限られた期間で人では改革は達成できず、後任はまた元にもどす流れとなって地方が混乱することになる。

しかし、全学生系は、良く理解し、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題は、主として手作業で記録を管理していた時代に端を発生した問題と思う。人間のやることだから完全ではなかったと思う。一朝一夕に解決するには困難と思う。

そこで、社会保険事務所で、年金の裁定請求者を受付した時点で、職歴と記録が一致しない場合は、業務センター内に調査担当の部署を作り、そこへ照会して10台帳の記録を調査して回答するようにしたらどうでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○旧台帳の中に、コンピュータに入力されていない記録があることを新聞で初めて知りました。

○オンラインの記録に、基礎年金番号へ未統合の記録が約5千万件あることを新聞等の報道で知りました。

○記録の改ざんがあることを新聞等の報道で知りました。これは社会保険マンとして、やってはいけないことで残念でなりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を導入したときに、オンラインの記録に未統合の記録が発生したことを、公表して解決方法を広く求めて解決方法を検討すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

機械的にある程度割切って記録を整理すべきと考えます。

その中で問題のある分のみ個別調査する方法がいいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧民年金の保険料の収納率向上に向けて所得の把握が出来る分に関しては行政として免除として申請でなく通知出来れば収納率の低下が防げる可能性はあった。

厚年に比べて旧年の収納率の低さ。H12年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧年の収納率向上を図るため土日における個別訪問を行ったが、それでも面談等が時間的に困難なケースが多く、後日通知と考えて行動した。

しかしながら申請主義であることから最終的に申請を得られないケースが多かった法的に問題があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在明らかになっている以外の問題は承知していない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている作業を加速させる。
最終的に確認できない記録が残ってもある時点で終了宣言をする

年金裁定にあたっては本人の申立を広く認めることにより救済を図る
例えば　遡及して資格喪失、標準報酬訂正があった場合は遡及前の状態に戻す、納付記録が確認できない場合は本人と同業種(地域及年齢も考慮)の平均報酬と見做す等

後刻記録が判明して再裁定を行った結果過払が生じたとしても遡及して返納させることはしない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

これ程大きな問題があることは認識していなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

・制度発足当初は世間一般に年金に対する期待認識を落とそのことが影響して社会保険職員も全般的に業務に対する使命感が薄かったのではないか

・労働組合も処遇改善を強調するあまり、業務の円滑化を阻害した点があったのではないか
また、当局側も毅然とした態度に欠けていた点があったのではないか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、その他の問題があることを知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多数の方々が年金記録の補正に工夫し努力してお られることは大変ご苦労様と存じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については膨大な件数を処理する必要があり正確を追求しながら全完璧を期すことは難しい、複数の年金番号を有したり年齢制限に触れぬよう生年月日を変えて就職した被保険者の事例を在職時に聞いたことがあります。

年金記録問題の事象について知ったのはテレビ等で報道された頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題の事象に当たる業務を担当していません。

ただ現時点でみた場合、過大な業務量に見合う体制が必要であったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている事象以外は知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これだけ膨大な事故件数が明らかになった以上は、政府が今後必要に遅めようとしている。何かけて全件突合処理する方法がよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]記録が落ちているという苦情(照会)等がありましたが、その都度、該当社保に記録事項の照会調査をお願いするとともに対応をとってきましたので特に問題はありませんでした。(当時は相談件数が増加していて、電話がつながらないという苦情が大変多かった状況でした。)

当時は記録の漏れ等があっても年金裁定請求の際に対応すれば大丈夫といった考え方が社会保険庁全体にあったという気がします。

[redacted]所長在籍中は、直接被保険者と接することとなり、特に国民年金の未納問題に関心を持ち、将来無年金者にならないようにとの思いから、自ら積極的に電話で納付勧励をしてきました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前述のとおり相談件数が膨大となり、日々、その苦情・照会等の対応で精一杯の状況であり、現実に窓口、電話、文書での回答に親切・ていねい・迅速という3Sをモットーに対応してきたつもりです。

反省点として

- 社会保険庁(地方も含めて)全体に年金裁定請求(請求主義)の際には、仮りに事故等があっても、解決・対応できるからといった考えがあったからではないかと思う。
- これだけの事故件数がどうして以前からわからなかったのか、情報開示をしてもっと早く対応すべきでなかったのかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・(国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1号、2号、3号の各被保険者間の資格移動に伴う記録の空白期間を発生させない仕組みを構築して、記録の正確性を更に高める。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金の記録は、国民の老後生活の安定を保証するものなので、これを適切に管理することはなによりも重要であると認識。
・年金記録問題が大々的に報じられた頃からこの問題の存在を知る。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・日々の業務を厳正に処理することに努めた。
・年金記録の管理の業務は、戦中、戦後の混乱期を含めそれぞれの時代的背景のもとで行われてきた地道な業務であり、年金記録を巡る歴史的経緯も考えないと単純に反省点を挙げられない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・裁定時申請主義を前提としていること。(法的には)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・前記を前提として 忘れての丁重な対応
・ペーパーでの記録管理の限界

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○不明記録の整理に当たっては、終戦後から昭和30年代前半頃迄は、雇用事情が影響し、生年月は、過去の就労実体(交付を受けた被保険者証書)を偽わる等して就労する者が相当数あり、又一部事業主は、その事に今日程注意を払わず、社会保険関係事務を行っていたことを考慮する必要がある。(昭和50年代後半の裁定処理において、給付記録として整理した分は相当数あるが必ず全てが資格記録として整理されていない)

○不明記録の確認整理において、容認要件の緩和措置が取り沙汰されているが、通常年金制度が広く定着する迄の間は、脱退手当金について、被保険者であった者自から支払を受けたものの外、退職時に企業の支給する退職金に合せ、事業主へ受領委任した脱退手当金相当分の支払を受けたものが相当数に及ぶことを考慮して置く必要がある。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金便士通じての記録整備については、私にも通知が来ており承知しておりますが、問題と言われた5000万件について記録をどの様に分類整理しているのか明らかでないので、直答できません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

人生80年時代の年金を考えると、年金記録は最長延かけ21世紀に至る管理が必要であり、電子情報システムの向上によって、管理ハード面は充実したが、正確な記録を適確に管理する為には、保険者、事業主、被保険者の相互理解、協力なしでは成しえない事業である。

夙に、徴収不足問題として会計検査院が指摘しているところであったが、数年前の不況時に、テレビ取材に応じた社保職員が、公然と不適切な適用を事業主に示唆しているような報道があり、言語道断であると思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会計検査院の指摘に対しては、当然是正措置を講じ、毎年の業務監査局の処理、社保の調査官活動等を通じて適正化の為の取組みがなされているものと思っていた。

年金事業において正すべき問題・課題が生じ、又、制度上における問題・課題が生じたときは、逐次改善を図って行くことは当然であるが、それが問題視される度、その程度の如何に拘らず、国民に年金不安、年金不信が生じて、事業に歪が生じ、マスコミによって、さらに増大させている様な傾向が見られる。

今日の年金問題とは、歴史的に見れば、年金記録改ざん問題を除き、年金事務処理体系の発展途上に生じた60年余に及ぶ極めて希れな事象であるから、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金裁定時期を迎えると、誰もが真剣に自分の年金記録を確認します。その時を逃さず、社会保険庁と本人の双方が相協力すれば、正確な記録を確認出来ると考えます。裁定請求時の社会保険の業務体制を整備して置く必要があります。

もっとも、それまでの間に何回か年金定期便などを用いて記録を確認して置くとよりベターと考えます。

今回、報じられている数々の事故記録をすべて解消する方法は見当らないと思うので、事故例にあらゆる角度から裁定の現時点に活用しやすく整理収納しておくことが必要と考えます。

年金記録問題を有する人については、裁定時に一括処理するに尽きます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の誤記、脱漏等が報道されましたが、その都度、訂正を行い、適切に処理していたと認識しています。
当時、事故の全貌を承知しておらず、今日、報じられている大量の事故が発生しているという認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

手作業の限界の事現が大部分と考えます。当時の担当職員は、善管注意をもって処理したところですが、大量の業務量があったと等から点検・チェックがおろそかになった結果ではないかと考えます。
業務管理が行き届かなかったと言わざるを得ません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金定期便」的な発想と手法を徹底し、本人が常に自己の記録を確認できる体制をつくること。

社会保険庁の事務処理上ミスを防ぐためのチェック機能を強化することは勿論のこと、事業主に課している各種届出事項を簡略化するなど国民の協力を得やすい仕組みに改めること。

(社保のみならず[illegible]ある実態をふまえた[illegible]に。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定が行われ始めた頃、既に、複数の年金番号を持つ人や本人申立てとのズレなど存在していたようであるが、最終的には給付申請時に記録は全てトレース可能で年金権は確保されるものと考えていた。
(振り返ってみると、誠に安易な考えで、組織的、計画的に、抜本的な是正策を講ずべき問題であった。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事態の深刻さに呆然とし、今からとられようとしている各種対策が効を奏し、正当な記録回復が図られることを祈るばかりであった。
組織の上から下まで(関係団体対応も含めて)ぎりぎりの局面で(建前とうらはらに)国民の側に立って決断する勇気が乏しかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて整理すべき

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金は申請主義をとっておりますので、本人の申し立てた職歴と方の管理する記録との違いを地道に追跡調査して解明していくことが基本であると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定時に本人が申し立てた職歴と方の管理する記録が仮に相違したとしても、その時での調査で解決できるものと認識しておりました。

記録問題の存在を知ったのは、基礎年金番号制度導入の後メディアで公になった時期だったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で振り返ってみますと、制度発足時に政令で定められた組織の問題や、手作業からスタートした記録事務処理、総じて年金に関心が低かった事業主、被保険者による詐称届出等が複合的に(中小零細企業の)重なって生じたものと考えられます。

在職当時は、与えられた職責を全うすることのみを考えて職務を遂行に務めました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全加入者の記録を正確に確認されることは必要なことですが、年金受給が近い一定年齢者等に対象として、集中的に取り組まれては如何でしょうか。(当然されていることと思いますが…)

何か膨大な数値が最初に打ち出されたものであるから一層な不安を抱かせたのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 年金は老後の生活保障の大切なものであることから、年金記録は正確に管理されていると確信していましたので、信じられないという思いが実感です。

○ 今回の報道で知った
(退職後)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被用者年金の資格関係の届出が全て事業所を通じて行われており、被保険者本人がノータッチである点に問題があるものと考え、全届出書に本人確認印欄を、あるいは、届出書受理を本人宛に通知するようにしてはどうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度(記録)に対する意識の向上のため、年金手帳の活用を年金裁定時、再就職時だけではなく、多目的に活用できないか。

国民年金の保険料免除制度を、申請免除ではなく法定免除とすべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、被保険者にとって重要な記録です。
再就職の条件として、年金制度、過去勤務のチェックなどがあり、生年月日の誤申告、年金手帳の不提出などにより、1人に対して複数の年金手帳が交付されていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度に対する意識の向上を図るため、
部内を含め、広報啓発を実施すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

平成6年(?)、都道府県で支給を行っていた障害福祉年金を国に移管した。移管された年金は、国民年金障害基礎年金となった。(20~30万件?)
その移管された障害年金の中には、年金額のみで中味が不明(資格期間、病名等)のものが複数件あり、年金額に合せて、資格記録、障害等級等を当局(社会保険庁業務課)で作成したものがある。理由:現在まで年金が支給されており、国に移管されたから年金を止めることは出来ない
その年金の該当者が、誰れかは不明である。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 年金額が従前額より減額となるものは、本人の充分な了解をとって対処を行うこと。

② 厚生年金は、基礎年金番号に統一されたとれ以外は、1人で複数の厚生年金記号番号をよい出されている者が多数存在していた。
基礎年金番号に統一した時点では「氏名、生年月日」をキーとして資格記録の統一を行った。
但し、特に女性の場合は、生年月日を偽って会社に申告していた者も多数あり、キーで不一致となった記録が多数存在しているはず。
(被保険者、年金受給者の申告を待つしかないと思う)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の被保険者記録統合(全被保者分)を毎月実施していたが、その都度、不統合のエラー記録が発生した。エラー記録は都道府県の社会保険事務所に記録照会を行って、エラー処理の回復を行った。

問題点：社会保険事務所に記録照会した被保険者の記録が、未回答のきっの記録が存在し、督促・督促を行っても未回答のものが常に存在した。

(昭和60年以前の資格記録)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○社会保険事務所に対する督促処理が甘かった事

○処理サイクル(回答期限)を逸脱すると、エラー回復処理がだんだん困難となる。

○常に浮いた年金記録の回復処理では、年譲のエラー記録は充分に参照されていますね。?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方自治体の協力できる部分があれば
活用し協力を得たらどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に今のように年金記録が大きな問題に
なったとは全かった。
マスコミ等で報道されて始めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

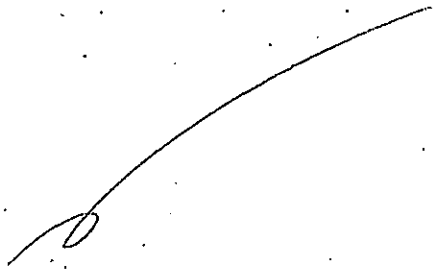

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁（退職時は総務部付）
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上（[redacted]） c. 地方社会保険事務局長 　＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後すでに15年以上を経過しており一般に知られているか否か不明ですので、残念ですが書けません
然し、私は、本来、職政自進団体であった[redacted]でありましたのが、国民年金法に反対する自治体があり、将来生活保護からの脱却をめざす為にと一時出向のうえ、自治体の説得に当るべく命により、[redacted]です。社保制度は生保を救えると思った！
国年法の適則には、いずれ全国民の対象となる旨が有。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

相互扶助社会の中での社会保険の法的位置付けについては、書けるものもあると思いますが
年金の離婚時の分割等社会の変化に伴う年金制度の改革が理解できず申し訳なく存じます
特に年金の記録にコンピューターの記録が法的に認められているのか等判らないことで一杯です
悪しからず！（保険庁、年金局の組織・責任体制を検討下さい。）
現時点では、腰痛、片眼視力そうしつ、夜間ねむり症等の為、自宅の近くの散歩のみです！

[illegible]　　　　　　　　　　　　　　　　回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私には[redacted]だけでも次の職歴があります。

○ [redacted]

— 年金額を入力して、B、Mで支払の業務だけを行っていたのを国発の電算機に切り替えた時の業務 —

○ [redacted] (年金の中央集中処理)

○ [redacted]

それぞれの時に、数え切れない問題に直面しました。特に企画係の時には、厚年法の給付部分のシステム開発のため、~~[illegible]~~フローチャートの作成やプログラムテストは勿論、社会保険の日本社会での意義も考察。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個々の問題ではありませんが、思うに

○ 経済活動と生活保護とをどの様につなぐ役をになっているのか！ 強制なのに何故か実行では任意！

○ 確認行為たる準法律行為が業務の中心にあるのは何故か！ 訴願前置との関係は！

○ 例えば時効制度等共済年金と差があるのは何故か！

○ 内務省管轄で制度がスタートしたのは何故か(強制徴収と警察権限)、何故離脱したのか！

○ 学校教育で何故教えないか、等々について

日本の今後を見すえた上で議論すべきと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・報道されている事以外は存じません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・事業所の廃止及び納付実績の確認（当人給与明細、領収書等を保管していない人が多いと思う）困難により、確定するためには地道に確認作業を行っていただくことしか無いのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・新聞・テレビで報道されるまでは知りませんでした。
・適正に処理されているものと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・特段の対処はしていません。こういう問題があったとは知らなかったため。
・紙台帳からコンピューター入力時に同姓同名や生年月日、男女別の読み取り判断ミスがあったことも考えられますが、詳しいことは分かりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険庁の電子計算組織導入計画に基づいて、被保険者台帳から、さん孔タイプライター本体と補助機器を使って、紙テープによる納付記録の作成から進達業務に2年余り携わったとき、紙テープの作成段階でエラーが多く訂正に時間を要したこと、担当職員を一人前に操作できるまでの指導、機械の故障が頻発し、修理時間、修理要員を常駐させたりほど発生したため、作業時間にロスが出て、処理スケジュールが狂い、進達業務に支障を来たしたことなど思うと年金記録という長期にわたって記録を管理する場合、複雑な作業工程、ミスにつながる要素の多い取り扱いは避けた方がよいと思った。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題の解決で、既に実施していると思いますが、庁のマスターテープと事務所に保管している台帳との突合を計算機で行い、不突合部分は区市町村の協力を得て、保管している名簿と照合、さらに異動などで照合できない者は追跡調査で確認できればある程度解決できるのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

東京都に在任中、国民年金保険料の収納事務で、印紙検認体制から納付書方式を導入した際、都独自で電算組織を設け、区市町村別に納付書を一括作成した経緯がある。その際、納付書は都から区市町村へ、区市町村から被保険者、納付される各金融機関から区市町村の収入役へ、そして担当課に消滅知書が進み、当然に記入確認した後都の電算組織に報告、被保険者マスターテープに記録されるというターンアランド方式をシステム化して記録され、その後磁気テープに互換性を持たせ、庁の電算組織に磁気テープによる交換で納付記録を進達した。
この段階で年金記録に大きな問題が生じたようなことはなかったと記憶している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン方式のシステム導入計画から各種のプログラム、実施要領等について、修得する機会が少なかったため、年金記録の問題がどのようにして生じたのか理解できておりません。
今後は、年金機構の電算処理体制と区市町村の住民基本台帳及び企業との密接な連携を組み、記録され、不明等の事故なくす処理体制を整備することはできないか。具体的には住民票の附票が別票に健康保険と公的年金の加入喪失状況を把握させ、企業には採用、退職の都度、官庁を含め両制度の適用状況を報告させて、それぞれの連携を密にして機構のマスター記録の充実に努めることはできないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録について統合を急ぐとともに
収録されていない記録は早急に処理すべき

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識はなかった。
新聞報道等で初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

俄かには浮かばないが、まずは本人の申立の内容について、認定されしても、却下されしても、大方の人に理解がされる基準を設けて早急に解決すべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

絶対にあってはならない事項
報道等で発表された以降で、時期については特定というが、はっきりは
記憶にいない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織の管理体制のいいかに成さと、個々人の職務に対する責任の
不認識だであると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の照合作業、あるいは年金特別便による記録の確認作業等々すでに方策はとられていますがなかなか完結ということは困難と思います

今後は、地道な作業でもあるが広報の一層の強化、年金相談体制の充実・強化を図り身近かなものとして気軽に相談できる場所等提供 併せて情報の提供等の充実を図っていくことが国民の理解につながるものと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が大々的に報じられる迄は
記録について正しく処理されているものと信じて
疑いませんでした

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○過去の事業実績の評価がやいもすれば年金記録はこの次となり、当収率・検認率の向上に目が向けられがちであったのではないか
○安易な年金番号のよい加しあるいは1号被保険者と3号被保険の得喪にかかわる届出等がよく理解されていなかったこと。一般論説明不足があったかもしれないが…いづれにしても大きな問題は年金番号を重複してよい出ししても最終的に年金裁定請求時に記録の統合整理を行えば実質上問題ないであろうとの判断で処理がなされたことが長い期間の中で問題を発生させる要因の1つであったのではと思っている

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 　＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の年金記録問題の解決に向けての方策は持ち合わせていませんが、全体として言わせて頂ければ

① 年代別に地方の実務経験者（OB）を順次出席して頂きよく実務の内容を聞くことが必要と思います。

② 職員数が少な過ぎます。1万880人で1億人の日本の年金制度を支えることは容易でないと思います。（地方警察官16,000人、国土交通省の出先21,000人と比較しても）

テレビで塩川元財務大臣は5万人から10万人規模でキチッとやるべきだと話をしておられました。

③ 100%の仕事をしても被保険者・年金受給者から必ず不平不満が出ます。覚悟をしておく必要があります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は年金記録問題は認識にいませんでした。
知ったのは、テレビ、新聞で報道されてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識がなく、対応はしておりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ.地方社会保険事務局長 ＊平成 11 年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d.地方社会保険事務局次長又は課長 e.社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

[redacted]

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題がご存知でしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金裁定請求書を受付した時に本人の申し立ての職歴書と年金記録を突合し、完全に突合した請求書のみ裁定をし、不突合の請求書は申請者が納得するまで調査をすればよい。

[redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問 3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が完全に統合されれば、早期裁定が可能になり受給者サービスも高まると認識していた。

昭和 48 年頃。

（質問 4）質問 3 の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

裁定請求書の職歴欄と年金記録を突合し、完全に突合したもののみ裁定済とし、不完全なものは請求者が納得するまで調査をした。

算定基礎届の永年保存をしておく必要があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の取組みを確実に実施していくこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、年金記録の問題については、特に認識はなかった。
深い

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

平成２１年１２月１６日

社会保険庁総務部総務課企画室　御中

[redacted]

年金記録問題に関する調査について(回答)

退院して自宅に帰りましたら、調査票が届いていました。一読してこの回答は当方に記録として残す必要があると思いましたので、調査票に寄らず次のとおり回答いたします。

回答表①　退職年月は手元に記録がありませんので、お答えできません。

回答表②　どのような根拠で調査者が個人情報を公表できるのか知りませんが
区分　退職者　所属　退職時　　本庁　　経歴官職　b

回答表③　８０歳を過ぎ、多くのことが忘れているか、あいまいになっています。また間違った事実が頭に事実として刷り込まれていることも考えられます。公表を前提とした（質問１）には間違った答えを記入することを危惧しています。したがってお答えは控えさせていただきます。

(質問２)業務に携わった時期は２０～４０年まえのことで、そのときの知識をもとに解決の方策を書くことは多分間違ったものとなるので、お答えできません。

(質問３)（質問２）の項で書きましたとおり、記憶があいまいであるので、間違った答え書くことを危惧しますので、お答えできません。

(質問４)問題認識があったかどうかについては、記憶が欠落して正確なことが思い浮かびません。反省点といういう質問ですが、年金記録問題につては、マスコミ等で報道されている知識しか持っていません。事実を実証できる資料がないと、内容を検討し、問題点を理解することが不可能ですので、お答えの仕様がありません。巷間言われていることは小生が考える限り、信頼性があるとは思いません。

なお、この調査に回答しなかった者はその氏名を公表することがあるとのことが書いてありましたが、多分この調査は法律に基づかない任意の調査と思っています。調査者の恣意によって勝手に公表できるのか甚だ疑問ですが、調査者の都合のいい部分の回答をあたかも多数の意見として公表されるより、氏名が公表される方を選びます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道で知った程度です。
他は特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便による記録確認は大変有効な方法であると思います。
暫くは継続したらいいと思います。
年金記録問題の原因は年金番号(年番号手)によるものですが、番号の管理が充分でなく、国民にも定着していなかったと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

三制度が別々に管理していた。原本も給付裁定により記録の調査は必要な都度行うが、本人の申立の記憶や取り方が曖昧なため随分と時間と手間がかかるものがあった。
将来的には…早い時期に全被保険者を対象に今回実施した特別便のような調査を実施すべきとおぼろげながら考えていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題として5つの事象が掲げられてありますが、
①は5千万件…どんな内容の記録なのか~~全く~~ 件数の多いので びっくりしています。
③④⑤の事象について当然調査されたことと思いますが単に事務処理上又は調整りなのか 或いは、それ以外に何か原因があったのか。

今後の正しい事務処理に生かされ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えつかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去の記録は
訴訟裁定時の本人の職了に基づき保存記録と照合確認する制度となっていたため、不突合は生じない仕組みである。（法令上の仕組み）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

手続きについて法整備すべきであった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後の事例で、新聞で知った。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考へもつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、報道関係の内容によって知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

~~台風により台帳が水没して記録が消失した(特に赤インク~~

・台風による水害で台帳が水没し、記録が消失(特に赤インクは殆んどが消失)して、復旧が大変だった。

・震災により台帳が焼失したもの、一部が残ったもの、東京では㊙台帳として整理していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	社会保険庁　本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後30年以上も至遅し記憶し蒸れております

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

2年計画による点検を着実に推進し一日も早く
記録の整備を行うこと

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録取扱の認識は一般的には
軽く見られてきた感じがあった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

入力インプット件数は非常に多い
人間の能力は限界があるので
今後入力の際は二重チェック方式を
確立して確実を期する
(多費はかかるが確実を期すため)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長、企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、おそ全国の年金支払を一元的に行う昭和41年ごろ社会保険庁業務課支払係に勤務していました。全国から移管された年金裁定原票は本論、当時の年金資格台帳は番号順に紙で保管倉庫に保管されていました。また、支払係での処理は、住所変更届をカードパンチして月1回程度のバッチ処理に回し原票も変更していたが、その後入力媒体はフロッピー、OCRから自窓口装置でのキーボード入力へと変更され、基礎年金創設時からは自窓口装置(パソコン)による全国一括即時処理へと大きく変化した。同じように年金資格台帳の追加変更もマイクロフィルム化等変化してきた歴史があり、事務処理機器やコンピュータの発達とともに行われてきていたと思っているので特段の回答はありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1の回答のように、当時の入力媒体は最高水準のものを使っていたはずで、悪意的、意図的な誤りは別として、そのほとんどがお詫しいただけるのであれば「修正等に時間をかけることが必要」であることを改めてお願いすることが必要ではないかと思う。(時効がかかることもお分かりいただく必要がある)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年の入庁当時から「健保かたどり」と言うことで健保には加入するが年金には加入しない事象、事業所等が多かったと記憶している。
年金後回し(先送り)を行った方と、見過ごした方へのつけ回しか？

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

3層構造と言われるが、一番の問題は本庁、地方のノンキャリアのレ烈、なポスト争いが行われた結果で、本庁地方課長と自治労等労働組合幹部とのなれ合いで事業実施の大筋が決定されてきたことではないかと思う。したがって、私たちの多くはカヤの外に置かれて発言もできず、何もしてこなかった結果となっている。

やはり、年金問題だけに係わらず「社会保険全体としての組織つくりが緩かった」ことに尽きるのではないかと思う。(皆保険、皆年金をうたう組織としては貧弱だったのではないか？ 歴代社会保険庁地方課長と自治労等労働組合幹部の責任を問う。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人記録がどうかの確認が必要となるケースが多いので、現在実施中の確認方法(オンライン照会の活用)を推進・発展していけばよいと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・少なくとも旧台帳未収録分は、年金裁定時に個別にでも解決するものと認識していた。

・全体の印象、件数等は、マスコミ報道時から。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・未収録・未統合については、経費等制約があったと思われるが、受給者の年金救済優先から、全被保険者向け加入期間の開示等は、もう少し早く着手すべきだったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

世代間の負担の不公平感が問題となっている.過去の期間の不明の部分が本人の負担割合と比較して給付の損失は極く僅かであると考えられるので本人からの申立の無い場合はこれ以上人と時間をかけて追調べる必要は無いと思う.それより斬新な年金制度の確立に取り組むべきと考える.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた時期は、年金記録問題と呼ばれる事案は顕在化しておりませんでしたので認識はなかった。但し船員保険の記録は紙台帳であったので、これを統合しないと将来本人が年金を受ける際には、手続き等が煩雑になるのではないかという懸念は持っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

船員保険の加入者はそれ程多くない事で、将来コンピューターの性能が良くなった時に、きちんと記録の統合は成されるであろうと当時は考えたので、現状のままで良いと思っておりましたが、記録の管理は時間が経つと照合は困難になる為、その都度正しく取り扱い、本人に確認をさせる事が必要であったのではないかと反省されます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていないか私には判断できかねますが少くとも、報道等で私が目にしていない、聞いていない事で、年金記録が正確に把握できない事務があると考えられます。

1. 戦争時などにより火災を受けた社保事務所の厚年記録(火災台帳2)

2. 社保事務所の統廃合に伴う、移管台帳の最終的な保管事務所の正確な把握ができているかどうか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点としては、結果的に記録事故整理が、事故を呼び完全な整理は難しいと思います。年金記録裁定時に職歴と照合して、地道に最終的にはやるしかないと思います。

今後の問題として、

1. 社会保険番号あるいは、国民総背番号など国民(被保険者)1人1番号とする。

2. 国民年金は、市区町村、国の二重管理方式(いわゆる~~[illegible]~~印紙方式)を改め一本化し、税方式とする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は昭和43年4月から、年金の裁定（電算化）の全国一元化が図られた時から、約2年近く年金の裁定業務に携わりましたが、職歴と、年金記録が合致せず、その整理に社保事務所の旧台帳を照会する等、3ヶ月で半年くらいを要し、大変苦労しました（S.32.10以降分について）

それ以前に年金記録の電算機による全国一元管理を実施していて、事故が事故を呼び、理想どおりの年金裁定は不可能でした。当時としては、年金番号一元化が出来たとしても、理想的な年金裁定が出来るのは、40～50年後で、それ迄は裁定時の職歴との照合確認は避けられないと思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上にも書きましたが、当時としては、数億件にものぼる年金記録の完全な整理は不可能であり、最終的には年金裁定時に職歴書を提出して戴き、正確な記録で裁定するしか外には、方法はないと考えていました。

40～50年前の、年金に対する国民の関心の希薄さ、年金制度の未成熟、コンピューターシステムのハード・ソフトの未熟度、などの時代的背景があり、現在の様な、パソコン時代、携帯電話を誰でも使いこなすIT化社会から振り返って見れば当時、何をやっていたかと思われるかも知れません（もっとも、一部職員のデタラメは、絶対に許されません）反省点としては、将来に向けて、総背番号制にするなど年金記録体制を確立することと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし(新聞等で知る得る範囲)
庁等からの連絡が有る訳もなし

その時その時 先輩も後輩も一所懸命であったと承知している

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○旧台帳の補正には、エネルギーが懸りすぎる過去の
○追及は、御破算にして 新制度を創るべし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 新聞に伝えられる迄 不知であった
○ 特定のあるいわ 片寄った情報で動かないように

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 特別な対応はできなかった。原因も承知している
〃 知らせなかったこともない
訳でない

○ アンケートをするにしても 今迄の情報もなく
無手勝流のまゝで実施しても 幾何の意味が
(アンケートは)
あろうか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1.)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録業務にたずさわったことがなく、世間一般に知られていない問題点など存じておりませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長妻厚生労働大臣が進めているように、現役者には保険料納付状況を、また受給者に対しては ねんきん特別便でのお知らせなどを継続に行うことが必要かと思います。
また、記録に少しでも信ぴょう性があると認められたら増額支給すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が問題となるような状態とは全く知りませんでした。問題の存在を知った頃は、小泉元総理や、民主党の菅代表（当時）の保険料未納が発覚した頃です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題点を認識したときはすでに退職しており、対応できる状態ではありませんでした。

高井戸の業務課・社会保険業務センターの組織（所長・副所長等幹部が短期間で移動してしまうように問題がなかったか検証する必要があると思います。担当者と幹部の意志そ通が足らなかったことにも原因があるのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

入庁当初から数年間、厚生年金の紙台帳の記録を管理する業務に携わった。

その間にコンピュータに収録する作業が行われたが、厚生年金の旧台帳のなかで収録されていない記録は、昭和３０年前の資格喪失者の記録であって、これらについては既に死亡している者等もあり、収録するための予算要求しても費用対効果の観点から、財政当局からは認められないと説明されたと記憶している。

当時どのような考え方で予算要求を行い、そして査定当局がどのような判断をしたのかは知らないが、今ごろになって何を騒いでいるのだろうと感じている。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は一係員でもあり、上司にそのように説明を受ければ、そういうものなんだと受け止めたと思う。

現時点では、年金に対する国民の理解や認識が深まり、年金記録の保管の重要性からコンピュータに収録されていないということで問題として大きく取り上げられ、人や金をどれだけ掛けてでも整理すべきとされているが、当時昭和５０年前後に、どれだけの人がこのような判断をするかは少なからず疑問ではある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・現実の問題事例は、第三者委員会等で出しつくされていると考えるので特にありません。
・政権(大臣)が変ったからといって、更に疑いをもって調査するのは如何なものかと思う。
・1月からは、マニフェストに反する結果(いやいや)とはいえ大臣のもとで年金機構がスタートするのに、このような疑いをもった調査をすることは組織として(真に)国民の信頼を回復することが出来るのか心配である。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・すでに決定されている事項に対し最大限の取り組みを行うこと。(早期決着)
・(新聞報道をみると)国保を納付しているから、国年も納付済みとみなすのは如何なものかと思う。現実として、このケースは未納者がかなり存在した。
・早期決着案(ひとつ)として、基礎年金部分を「みなし免除(1/3〜1/2支給)」とする。

裏面なし

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知~~らない~~りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的な解決方策は考え~~ない~~きません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録は長期に亘る記録であるため、誤りのない様にとの考えの元に、適正に処理されているものと認識していました。
又この様な問題は国会で取り上げられた事によって始めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在この様な諸問題が生じている事に警いているが、ふり返って当時もう少し事態チェック体制を整えておくべきであったかとの反省もあります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

急ぐあまり、本人に有利にさえなれば良いと言うような乱暴な救済策は採るべきではない。逆の不合理を生む。今回発表された内容は、みなし認定のよう[redacted]思いにある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 年金の記録は個人の固有財産。それをお預りし責任をもって管理するもの。ただ、制度の仕組み、内容の細かさや取扱い実務で、作業を行ううえでも関わるいろんな立場の関係者に錯誤を起こしやすいのも事実。
年金記録の持つ本質と実務のマッチング問題。
○ 報道されはじめたころ（平成16年ころ）
~~[illegible]~~

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 在職中はほとんど医療保険分野。直接担当する部署にいなかったので推移を見守ることしかできなかった。
○ 2つ挙げたい。
(1) 記録は本人の個人資産であり、我々はこれを信頼を前提にお預りしている立場。確認・事実に基づいて、かつ、処理を先送りしないで確実に管理しなければならないという自覚が、組織全体として十分浸透できなかったのかもしれない。
(2) (1)に関連する原因とも思うが、社会保険庁全体組織の実務能力をはるかに超えて適用拡大が叫ばれた。国会では野党を先頭に、内部では経理監査局、会計検査院から、度々、指摘・勧告、是正事項が繰り返された。そのための体制整備の必要性にはいずれも時間を要することと思う。内部も外圧に応じきれなかったのではないか。処理・管理能力を超えていたところ[illegible]が問題であったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

わざわざ太字で強調し、回答しない場合は氏名を公表するとある。
調査が「知恵と工夫を集約したい」としながら、まるで調査対象者全員を鼻から被疑者扱いする意識の表れではないですか。
回答しない者は何か隠していると独善的に決めつけている。
失礼極まりないですよ。
総務課長さん、あなた自身こういう意見にどう思われますか。自己責任で調査されているのではないでしょう。ちゃんと意見をいっていただきたい。
私は、調査の目的の一助にと思い答えるのですが、今後もこのような踏みにじるような考えでやられるのなら、お断りします。
お世話になり、いろんな意味でたくさんの思い出をくれた　、あと数日で組織消滅の社会保険庁から、最後の最後になって頂いた便りがよりによってコレですか。
情けない思いでいっぱいです。
以上

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長 (国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の年金記録問題に関しては、制度、年作業が中心だった事務処理システム、一部職員の低いモラル、被保険者側の問題(届出の不備、怠慢、カン違い)等々が相俟って長年の間に生じたものであると認識している。
このような複雑な事情を世間一般が知るところとなく、すべて旧社保庁のズサンでデタラメな仕事振りが原因であるかのように受け止められていることはまことに残念である。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧被保険者台帳と市町村の被保険者名簿と庁の名簿を照合することは有効な有力な方法であろう。
ただし、そもそも台帳その他に記録漏れ、誤りがあるのは事実であり、名簿は現年度分(市町村が報告できる年度)の記録しかされていないので、いずれの場合も完全とはいえない。
また、台帳と名簿の記録にも不一致があることが予想されるが、記録を事務管理(庁の記録を全部管理)していた以上避けられない現実である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和36年、国民年金制度発足時、東京都国民年金部において、現業の記録係長として記録業務を担当した時から、膨大な被保険者の記録作業を、限られたマンパワーで原始的手作業により処理していては、記録漏れ、記録誤りが生ずることは避けられないと感じていた。
当時のスタンプ方式(印紙検認方式)は、先方から机上の空論であるととらえられ、都では支払済制度をいち早く導入したが、都の台帳記録まで転記の過程で多数誤りが生じ、また、台帳そのものも差し込み違い等のため処理できないものも多く生じ、結果的に記録漏れとなったものも決して少なくない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

先見の明があった当時の国民年金部長の命で、昭和42年に記録問題に関するプロジェクトチームを編成し、検討の結果、コンピューターによる処理以外に解決の方法はないと結論を得た。
本庁の管理職と非協力の障害と労組の妨害などがあったが、47年から、都・区の台帳をマスターファイルに一元化し、ターンアラウンド方式による納付記録のEDP処理を完成し、問題は解決された。
このような都の先行に対し、庁としては、将来のオンライン計画はあったにせよ、如何にも動きが緩慢で、かつ危機感に乏しかったように思う。
今となって反省しても遅いが…。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている方策をさらに充実する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題点があるとは認識していなかった。
新聞報道等で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

確実に実施されている対応策をさらに充実させる必要がある。
手作業から電算処理への移行時の準備段

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和30年代後半から昭和40年代には
年金の記録について特に問題になることはなかった。
また、社会保険保険事務所の職員は年金記録の
保全に真面目に取り組でいたと確信しています。
その当時は、健康保険の財政問題が最大の関
心事で、保険医総辞退問題、日産健保の規制
適用の停止等の問題の対応に寧日なかった
と記憶しています。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の裁定請求のさい、従前からやっていたよう
に本人の履歴書、及び申立書等を添付してもらい
個々に適正な年金額の決定行うことが番
望ましいと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にそのような問題認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合、殆ど大部分は電算化するときの記録の入力の仕方にするような気がします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

保険庁の職員は、みんな悪党のように宣伝されているが、年金記録を守るため、人知れず一生懸命頑張った人たちがたくさんいる。

古い話で恐縮だが、もと[redacted]は、関東州で管理していた「船員保険の台帳」を、引き揚げの際、上司の命令で必死に守り、持ち帰って厚生省まで届けた。命じた上司は、多分シベリアへ送られたのだろう。

また昭和30年頃、博多社会保険事務所が、隣の火災で放水を受け、台帳が飛散したが、職員たちが夜中にみぞれの降る中、懐中電灯で、台帳を1枚1枚拾い集めていた姿を、私は目撃している。

ほかにも、戦災や、戦後の混乱の中で、いろいろ苦労した話を聞いたように思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的なことは分からないが、要は、予算と定員とをケチらず投入することだと思う。古くて新しい問題である。

もうひとつは、士気の高揚である。

今は社会保険庁の罪なき職員を、不当に叩きすぎている。「仕事は人から」士気の高揚が大事。かつて海軍省の焼け残りのビルに入っていた、旧保険局当時の熱気を懐かしく思い出す。あのボロ庁舎の中から、国民皆保険、皆年金が生まれ、日本が世界一の長寿国になった。その栄光の歴史を忘れることができない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

かつては、戦災による記録喪失や、戦後の混乱時の記録の不備が問題だったように思う。年金の記号番号の重複取得の防止といわれても、予算の壁もあり、お手上げだった。

裁定時に職歴を申告させることで、多くは救済されると考えていたと思う。

また旧台帳をコンピュータに収録していないのは、全く問題とは思っていなかった。使用頻度の少ないデータは、費用効果を考えて手作業のまま残し、コンピュータと手作業との並行処理方式にするのが、当時、世間一般の常識だったと記憶している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

1、年金の記号番号重複取得防止について、事業所の担当者や被保険者への直接の広報に力を入れるべきだった。予算の確得も含めて。

2、「ねんきん特別便」のような通報制度を、もっと、もっと早くから実施しておくべきだった。その予算の要求さえしたことはなかったと思う。

3、時代の変化に対応した人事制度の切替ができなかったことが残念である。特に高井戸が出来て以来、本庁優位の人事が拡大し、組織の一体化が失われたように思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

保険庁の動向については、一切弁解せずで通されてきたと思います。今回、無解答者は公表する場合があるとは、どんな[illegible]

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳照合でやり残した仕事は万難を排して完了して頂きたい。又、自らの受給権を守るためには、当事者の責任をもっと強調すべきではないでしょうか。

また、国民年金に関しては、住民行政として市町村の関与を強めるべきだと考える。

社会保険庁は解体されますが、今後一体、責任ある仕事ができるのか不安が残ります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時、年金記録の中枢（業務課）勤務ではありませんでしたが、台帳移管により、業務課が苦労されていることは充分承知しておりました。
なお、移管の軌道に乗ったころ（昭39年）地方に出向しましたが、北海道、福岡等の火災水害等による台帳焼失の苦労を身近かに認識しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一般に全人口の9割近くを被保険者等、受給者を占めますが、およそ10,000人程度の年金職員で管理するには、現場の人手で出来る範囲で最善を尽す以外にありませんでした。
心に残るのは10年年金が開始される時期に県の協力を得て、該当者を優先整理しまして、この成果についてはいい仕事をしたと信じています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	○退職者
所属	○本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ○c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られているか否か自分なりのことですが、戦時中に年金記録を疎開させた際、洪水等で着るべく汚損された心のがあるということはあります。
それぞれの地方で異る処理がされたかも知れません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全記録の回入りは、労多くして益の期待が薄いと思われます。一定の時期以前の記録については、年金裁定時に本人からの異議申立を待って個別処理を図るほかないのではないでしょうか。
次に今後のこととして、記録を本人へ通知して一定の年令以上の者に確認させること以外に今後の精度を高める方法はないと思われますが。……

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 当然のことですが、十分な配慮で重要性の認識をもって業務にあたっていました。
2. 国民年金については、組織的な不加入運動があり、どうしても加入或いは保険料納付を拒否してる者について、覚え書を徴収させていました。
3. この不加入運動者は、積立金が軍事費に回されるので絶対反対ということを言っていました。
4. 職員の側ではそのようなことがあったように投げやりなことも見受けられました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 反省点は、二重三重のチェック体制がとられず、結果的に不完全な記録になってしまったことかと思っています。
- 管理者となってからは、労働側からの圧力と戦うことで神経をすり減らしていましたが、精一杯努力はしていたつもりです。
- 事実に基づかない標準報酬の訂正などは考えられない

[illegible]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題記録の発生要因、発生時期等の細部について知りませんので、どのような解決策があるのか、また、解決策がないのか判断がつきません。
報道等にある今までの経緯をみているとケースによっては、時間や費用をかけても復元できない記録が残るのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、記録業務は年金制度の根幹業務であるとの認識に基づき年金業務に携わってきました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c). 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e). 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 被保険者証を複数枚持っている人が多かった。

2. 当時の被保険者は試営と健保証への意識が強く、年金に対する関心度は薄かった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 最終的には年金の裁定請求時点で被保険者記録は転厂との関で整理されるので、ぬるを得ないと思っていた。

2. しかし、裁定処理の短縮の観点から、事業主に対し被保険者証の重複整理を指導していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長 (f.) 社会保険庁総務課長補佐

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別事柄

厚生年金記録事務の適正化についての意見

[redacted]

をご参照下さい。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時限立法で

届出を促し、65歳到達者は遡及 老齢基礎

年金を支給する

現受給権者との公平性を維持するため 第三者委員会

機関により審査を経た上 便宜、逆選択を防ぐようにし

不正受給と判断されたものは 直ちに支給停止、返還を

命ずる等の措置を講ずる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和36年 拠出制国民年金制度発足の準備事務が始まった時から
全国的に国民年金制度実施反対の激しい運動が展開されていたため
好むと好まざるとに拘わらず 拠出記録の問題は意識させられました。
経過措置等を含めて 関係者が次から次えと [illegible]措置をとられ
たので それを速やかに市町村に伝達 反対運動に対応して [illegible]。
ました。 制度が発足してから [illegible]との適用問題等で議論しており
ましたが 国民年金法の利点よりも当面の問題の解決に関心が払われていた
在籍中は 将来の保険料をどのように負担するか 年金を受け取れるかは[illegible]
[illegible]の育成に努力を注ぎました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

7,000万の記録保険者、5000万の年金記録が判明しない
どのような方法を講じても年金を取り戻すことは大変だと思います。要は
年金に関する国民背番号制を実施せざるを得ない
のではないか 社会保障番号制、国民背番号制実施等のステップが必要
だと思います。
アメリカは年金制度創設に当たって社会保障番号制を採用しており
信頼性の記録の事故は生じていません。
公的年金制度を実施している国で本人の請求主義（申請）をとっていない国は
[illegible]に近いとも言われている。
人口が多い国と信頼性の人口が少ない国とでは 行政の[illegible]が違って
来ます。少子化を踏まえた抜本的な改革が必要と思われます。
国民の自覚を促す施策[illegible]も充実する必要があります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

私は、地方社会保険事務局長で退職しました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票 ③

(質問１) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題を、あなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

(お答え)

１ 厚生年金・船員年金や国民年金における被保険者の氏名及び生年月日の記載について、関係届書を提出する場合にあって、適正な文字を用いて記載しているか否かを、社会保険事務所にあっては、受付窓口においてその届書の適正な確認を行わず、、事故に繋がることが思料されます。 このように受付事務を疎かにすると将来の年金給付に事故が生じるのは当然であります。

２ 厚生年金関係等や国民年金における紙台帳の作成時における作成の不備は、発生したとしても変換時期に発見することは可能ですが、コンピュター機器による入力業務にあっては、そのチェック体制を確立することができていない現状では、事故が発生するのも当然です。

３ したがって、被保険者時代の業務を疎かにすると、将来の年金給付に悪影響を与えることを、しっかりと認識した上で関係業務に携わるべきであると思料します。

(質問２) 現時点において、年金記録問題の解決に向けて、どのような方策を採ればよいとお考えですか。

(お答え)

１ 年金業務に携わる意義と責務をよく理解することが大切であり、年金制度の創設の意義やその仕組みと内容を理解することから周知することが大切です。

２ 特に国民年金制度の創設は、これまでの年金制度の枠から外れた方々が対象でありますので、知識や常識を欠く人も存在するのですから、丁寧な対応が望まれます。
これを怠ると、将来 照会業務が増加して、いつまでも追及される事態が発生してまいります。

３ 年金制度の関する実務取り扱いを過去のものを紐解いて見直しを図り、詳細な取扱いが示されていることを理解した上で、次の書類や業務の効力を理解すべきであります。

(1) 戸籍謄本(抄本)は、家族全体の氏名、生年月日を証明するものなのです。
謄本は、家族全体のものを記載されたもので、抄本は交付申請をする者のみのものであります。
したがって、被保険者や年金給付を受ける者の氏名と生年月日は、この書類によって記載すべきであるとこを周知することです。

(2) 住民票は、住所地を証明する書類でありますので、氏名や生年月日を証する書類でないことを周知することです。

(3) したがって、被保険者資格取得をする書類の確認を適切に行うことが肝要でありますし、これを怠ると、同一氏名・生年月日が存在するのですから、氏名にあっては、常用漢字や当用漢字を用いて入力すると、将来 同一氏名や同一生年月日が多く存在することであるところから、現在の事故に繋がるケースが生じることとなります。

4　年金制度における保険料の徴収は、現在　社会保険事務所における個別徴収や集合徴収を行っているところは、皆無に近いと思料されますが、この効果は、次のとおりです。

(1)　個別徴収は、昭和30年代～40年代は、国民年金年金制度の啓蒙の時代であったことから社会保険事務所の担当課では、この方法で努めた結果、年金制度の普及と保険料の収納実績の向上を図ることができました。

また、平成18年頃「もしもしホットライン」のお手伝いをして、荒川区の国民年金被保険者のうち保険料滞納者5800名程度の家を1年間一人で戸別訪問した。

その結果、荒川社会保険事務所の杜撰な対応とこの会社に適切な対応がなされないことを判明し、残念に思いました。　訪問の結果は、年金制度の啓蒙と保険料の収納結果に一定の成績を収めることができました。

なお、荒川区役所にあっては、年金不要論を述べるなど年金に対する不安をあおる言動が多々見受けられましたが、その都度訂正をした数は、数え切れないものであった。

(2)　集合徴収は、曜日を選んで公的施設を利用して、事前に滞納者に文書で通知した上で、開催して保険料の収納に努めることであるが、開催する場所までの利便性を考慮しておくことが肝要で、担当課から数名参加することによって適切な対応ができることです。

(3)　国民年金保険料の徴収を民間会社に委託することは、その効果を期待する成果を挙げることができないことや被保険者の不安をあおる行為を行っていることがあり、苦情が役所の担当課に寄せられていることをもって、不適当なことであると強く感じました。

また、社会保険労務士の資格を有する者であっても年金制度の創設の趣旨等を理解している者は、講習会の講師として希薄であると認識しています。

会投票④

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題を、どのような問題と認識していましたか。　また、そのような問題が存在することを知ったのは、いつごろですか。

(お答え)

1 [redacted]でしたが、被保険者記録の変換する時期であったことから、システム担当課の専門官や[redacted]の担当と打合せなどしたことがありますが、また、事前作業として[redacted]では、記録変換の事前確認をしており、確認体制の確立は整っていたものと思料しています。

これまでの時期は、社会保険事務所にあっても的確な事務処理体制が整っていたもので、国民年金制度に関する照会事項は、業務センター内で裁定業務と支払い業務を行っていた関係から適切な事務処理がなされており、この回答に当たっても適切なものであったと解しています。

したがって、年金業務の取扱いが地方へ移管されてから、このような問題が発生したものと解します。　それは、実務業務の事務処理要領もなく、適切な指導者が居ない状態で裁定業務を取り扱いのですから、問題が発生しても止む負えないものと解しますが、年金受給者にとっては死活問題でありますと認識していました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。
また、現時点でみた場合に、この問題について、どのような点が反省点として挙げられますか。

1　現役時代は、直接問題を感じませんでしたが、都道府県における社会保険事務所への適切な指導がなされていないところが見受けられたことは、将来　危惧を感じるところでした。

2　年金業務取扱い事務処理要領等の参考書を作成して、それを基に事務処理に当たることが大切であると感じています。

3　文書係長を経験して、年金特別便の仕分けをお手伝いして感じたことは、問題点のある方々への適切な対応と適切な文章の書き方を工夫すべきであると拝察しました。

その一例を述べると、　① 資格の同月得喪の取扱い、② 国民年金の発足当時の資格取得日と保険料納付日との6ヶ月の空白期間を、取扱い上「待機期間」としてのものであることを丁寧に周知することなどです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

9

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個々について チェック

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確
問題の存在知らなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確のみと考えていた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行どおり、地道に取組みをすることと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

統合できない記録が数多くある事は退職後の報道で知る。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応が遅かったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録を直接扱う職場には、勤務していませんので知りません。
(昭和56年～　電子計算機理難務)
昭和50年代前半には、資格記録を年に3回～12回~~行って~~に分けて統合していた。新年金の裁定処理では、月1回と記憶している。年金裁定者の記録は退職時点までの記録を取り込んでいることから、資格記録とは不一致が常にあった。
その後正しく統合されているかは定かでなかった。参考マスーが前の処理には使用していたと思う。この処理において、本人とは別の記録が蓄積されていったと思う。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の確認しかないと考えています。
(理由)
基礎年金番号ができたことにより、個々人の各種の年金制度の記録が一本にまとめられることを期待していた。
以前は、複数の年金手帳を持っていたり、生年月日を誤って届け出ることが多かった。もちろん、事務所等(市町村、業務センター)での処理誤りもあると考えられるため。
○厚生年金の事業主の中には、公簿による確認を行う届出が義務化されていないため、従業員の申出のみの届出が出されることがある。その為、誤った記録が生じる。
また、これまで、規則では従業員に記録を渡すことになっていたが徹底されていない。従業員に渡す方法を考えるべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. この2～3年前の年金記録問題について実態として承知していなかった。
2. 福島事件は、全国的とは思っていなかった。
3. 国民年金の3号問題は、制度がきびしい取扱いであり特に生命保険会社は、本人の承諾なしに研修の場合でも厚生年金に加入させている実態があったが、このことは生命保険会社しかしらないことである。知人が相談してきたので会社に確認させ処理させた。このような者が多数いると思う。
4. 旧台帳があるということは承知していたが、見たことはない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 上記1は退職後である。
2. 福島事件は担当部署で指導して改善したと聞いている。
3. 3号問題は、制度改正があり、対策がとれていると考えているが、あとは、生命保険会社の協力が必要であると思う。（研修のみで社員として採用しなかった者の状況の把握。）
4. 今回、旧台帳の見直しを行うと聞いているが、困難であると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策は無いに近いと思います。
本人の申立てを待ち、申立ての内容を見て判断するしかしようがないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

(質問　3)

昭和４０年の後半に年金記録の整理にあたりましたが、

厚生年金保険は発足時には、紙台帳にペンで記入する方式であったこと。

年々の件数の増加に伴うだけの定員、予算が認められてこなかったこと。

電算化に当たって、本人の確認無くしてデータ化したこと。

生年月日など戸籍と照合せず、本人の申し立てのまま記録されていたこと。

などから、現台帳と追加データを照合（当時はテープによるバッチ処理）すると多量のアンマッチデータが発生し、その処理に多大の時間と労力がかかりました。

その結果も大多数が処理不能となっていました。

現在のように記憶装置が廉価でしかも処理スピードも速い電算機があることを前提に年金記録の管理方式が出来ているのであれば、間違いも少なく出来るかもしれませんが、上に述べた状態ですので、「間違いありき」で整理を図っていくよりほかないのではないかと思います。

(質問　4)

1)　全国民に社会保険番号を付与することの必要性を言いましたが、当時は社会党が猛反対でしたし、年金がそれほど問題視されてもいませんでした。

2)　アンマッチデータの中には、死亡者が多数いたことが分かっておりましたが。それを確定出来るデータがありません。そこで、自治省に、市町村の住民基本台帳が電算化されているところのものだけでもいいから死亡者のデータを貰えないかと交渉してみましたが、個人データ保護の観点から「だめだ」という返答でした。

現時点では、市町村の電算化も進んでいますので、死亡者のデータを貰って当方の不明データと突合できれば、ある程度の解決が図られるのではないでしょうか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金については、戦後の混乱期を経ての記録であり、届出自体に、前歴を隠しての就職や、年金の部分などの問題があり、また、コンピューターの性能にしても最初は数字しか入力できないなど、現在の能力とはほど遠い事務態勢での記録であり、完全ではないことは止むを得ないものと認識していたが、年金裁定時に本人の面接をもとに精査すれば、健康保険の記録との突合もできるので、正しい年金の支給ができるものと考えていた。
職員の責任での記録だけが取り上げられているが、年金自体に対する関心も現在とは違っており、届出や、事務体制（職員数、コンピューター能力）の問題もある。
これらは余り世間に知られていない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各加入者に記録を確認してもらった訳ですから、全員が間違いはなかったと納得するまで、個人ごとに記録を精査していくしか方法はないのではないか。
個人と対面しながら、記録を探せば、ある記録は探せると思っていた。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問１のとおり、原票自体に問題があることから100%完全な記録とは認識していなかった。なお、当時の年金番号は5つも6つも持っている人もめずらしくなかった。
基礎年金番号の実施は、退職後のことなので、どれくらいの違う番号の記録があったかは、知らなかったが、本人と面接しながら話さなければ一つの番号に関連づけるものではないことは予想ができた。
これら違う番号の記録を本人と連絡をとりながら地道に進めていくしかない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和30年代においては、手書きの台帳が紙台帳により転記していく記録の方法しかなかったため、市町村、事務所、社保庁の記録が全て完全とは言いきれなかったので、これを一つの記録とし、保険料の基礎と給付の基礎を完全に一致させるため、全国一本の処理方式(現在のオンラインによる事務方式)をとるべく労組等の抵抗の中努力した。
オンライン方式実施以後は、記録の向上は格段に上がっていっていると考えている。
反省点としては、当時は、毎年記録を本人に通知するような郵便代が予算化されるのは全くの夢だったが、これが早くできたらと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

機械的に完全させるということについて
全面解決は無理でしょう。
(対面式で確認するべきである)
質問3、4で記入いたします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定時、あるいは、記録照会時において年齢の詐称があまりにも多い。（偽名も多い）これは、企業（事業所）が採用に当たり、年齢制限をしているケースが多いことが理由であるが、対面により本人から話を聞くことにより解決はできました。（本人から話）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

儀りの届出を行うことはないとの前提で制度が組み立てられていた訳ですから、入力誤りはあるにせよ、全てが社会保険庁の責ではないと思われます。

加入時（資格取得届）に「住民票」を添付させるべきであると考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 (c).地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d.地方社会保険事務局次長又は課長 (e).社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスター記録に追加記録を統合するときに生ずる事故リストの処理は、職員労働組合と庁総務課が交渉して、話合がついてから事務所の職員が処理を行っていた。未統合の記録が約５千万件とあり、その内容がどんなものかは分かりませんが、マスター記録統合時の事故リストが完全に処理されないままに、事故が事故を呼び、それが累積して未統合記録になったのではないかと推測しますが。この原因は、職員労働組合の仕事に対する姿勢と事故リストの処理費用の不足が、このような結果になったものではないかと思っています。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策を取ればよいとお考えですか。

旧台帳について
ご承知のとおり昭和29年以前の喪失者記録で、それ以降再取得していないものについて（旧台帳）、マイクロフィルム化して保存しているということで記憶しています。その中には脱退手当金を受給した者（特に女性が多い。）の記録も相当あったように記憶しています。年金の裁定時に職歴等で必要があればマイクロフィルムをみて裁定するようになっていた。マイクロフィルム化した記録をコンピュータに入力してマスター記録と突合すれば良いのにと思っていますが、このようなことは既に終わっている事でしょう？この旧台帳の者は、既に死亡したり年金受給者であったりしている記録だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公表されている未統合記録（約５千万件）がどのような記録か判らないが、もしマスター記録統合時の事故記録であるとすれば、マスター記録統合時の事故記録が存在していることは知っていた。それはその都度職員労働組合と話し合われて処理され、大部分は処理済になっていると思っていた。未統合記録数について、こんなに存在していたことは、世間に公表されてからはじめて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

マスター記録統合時の事故記録処理を行うかどうかは、職員労働組合と庁との話合がつかないと事務所では処理が出来なかったので、自らは具体的な対応は何もしていない。

反省点としては、マスター記録統合時の事故記録処理等を被保険者と事業主に聞取りができるホットな期間内に対処できる体制とすべきだった。時間が経てば聞取り等が難しくなり事務処理が滞り易くなる。また、職員労働組合も職員も、被保険者の立場にたった、国民の奉仕者としての認識をもっと強く持つべきだった。

※ 退職して長い時間が過ぎて思い出しながらの回答ですので，小さな事でちぐはぐな回答になっているかもしれませんがよろしくお願いします。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まず、返信が不確かな年金特別便を待つより、旧台帳を総点検する。それに従事するのは、即戦力となる機械化移行時に社会保険に在職していたOB(退職者)を雇用する。

併せて、機械化移行への企画・立案に従事した者やコンピュータへの収録についての具体的な処理の立案者を召集し、これまでの収録について詳細説明を受ける。

全国民を対象とする膨大な事務量であるから、性急よりも確実を期するよう綿密な計画を樹てること。また、従事する職員の健康にはくれぐれも留意されたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、「年金記録問題」の存在を認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

国民年金が市町村から引き上げられた事は大きな問題であると思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

高年齢の方から順に記録の整備を行ってはいかがでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1人の被保険者の方が、重複した年金番号を保持していること。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号の重複問題については、優先して、年金裁定時に解決することとして、順に年齢を下げて解決していく方法が考えられていた。

以上の考え方について、具体的な年次計画を考えるべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

丁寧に取り組んでいくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

就業時に記録を個々に確認するため、また個々に記録漏りが確認された場合は記録訂正がより仕組みであったため、問題はないと考えていました。今のような問題があるということは報道された頃に認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にございません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は[redacted]に勤務しました。
当時は社会保険庁と社会保険事務所とのオンライン化のため社保庁舎の建築並びに電算機の導入等の業務に従事しておりました。また職員組合との交渉でやたしい毎日でした。
当事、現在新聞、テレビ等で報道されているような年金記録問題が存在することは、知りませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の対応策としてコンピューター上の記録と紙台帳の記録との照合については、費用対効果の問題が生じますが、国民への姿勢としても年金制度の将来のためにも、照合が完了するまで、継続して実施する必要ではないかと存じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、在職中、現在発生している年金記録問題については、認識はありませんでした。
この問題が、国会で討論されるようになってからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者にとっては、掛金(保険料)を納付した後の成果は、30年～40年後に結実するものであるから、加入者の加入等の記録の管理にあたっては、その業務を正確、的確な処理をすることが重要であることを自らも認識し、かつ、担当課の職員に伝達、そして実施に努めてきました。しかし現在、このような年金問題が発生していることにつきましては、率直にお詫び申しあげます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なわれている年金記録問題の解決に向けての対策は良いと思います。全てが完全に整理できることを願います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の重要性は、年々増加する受給者の増加にともう記録の照会の相談等から、十分認識していた。
年金記録に事故のあることは、事務所に勤務した当初から認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の事故記録リストの補正に全力を尽くしていた。(地方事務所、業務センター一体となって対応)
反省点としては、社会保険庁をあげて年金記録の整理、予算と人員の増員の確保にもっと力を入れるべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d.)地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。またいそのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度に対する国民の信頼が得られる手法

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く認識していないし、また、
その存在すら知るよしもなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全く認識していないので回答できない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金番号の二重払い出しが年金記録問題の最大の要因と考えています。
方策としては
事業所名称・氏名・生年月日による索引機能の整備強化を図り活用すること
将来に向かっては納税者番号の導入を図り年金においても活用してゆく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号の二重払出が多く存在し将来大きな問題になる~~ことは~~のではないかと昭和45年頃から認識していた

しかし年金の裁定に時間がかかるが年金額に影響が出るとは考えていなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業所名ボ、被保険者の氏名・生年月日の整備を行いそれにより索引機能での強化を図ることとした

当時としては技術的にも経費的にも限界があった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務所が火災にあい、年金記録が焼失した、年金記録の復元に当たって、社会保険事務所の努力により金融機関など事業所の協力が得られた結果、ほぼ完璧に復元できた、と聞いています。(金沢社会保険事務所関連、社会保険委員から聞いた話)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・第三者委員会(仮)で被保険者からの申し出について、公正な立場で判断することが、時間と労力はかかるが、国民が納得しやすい方法である、と考えている。(拙速な手段は執るべきではない。)
ただし、大臣が発言しているように、申出期間が短期である場合等は無条件で本人の申し出どおり認める、ということは安易に行うべきものではない。(理由)本人の勘違いや意図的なことも有り得ることから、保険料の積立額から補填され、公正ではない。また、不正等が判明した場合は厳罰に処す、とのことであるが、何時の時点で検証するのか、誰が行うのか担保されていない以上、不公平を生じさせる温床となる、と考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・届出制を採用していることから、年齢（生年月日）氏名を意識的に偽る被保険者もいる（採用時の条件から）。従って、被保険者証の保管は重要であり、被保険者からの申し出以外は訂正の機会がないため、年金の裁定時に記録を訂正することは合理的であったと考えていた
（昭和45年頃から）

ルーチンワークの大半が手作業で行われていることから見て、業務量の点から

・記録整備の問題は、基礎年金番号（年金共通番号）構想時から業務センターの課題であり、膨大な業務量と費用が予測されていたことから、基礎年金番号の実施とは切り離して考えるべき[illegible]ということとなった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号が施行された場合は、少なくとも記録整備の問題はそれまでよりはほうかに少なくなると思われる。しかし、それ以前の分については依然として解決できないが、年金の裁定時にすべて確認する格中は、それなりに合理的な解決方法である旨理解していた。

・基礎年金番号施行後は、届出事項の不正合が生じない様、20歳以上の者に係る新規適用届に年金手帖の添付がない場合は、（政管健保の）被保険者証の発行を控える等、年金手帖を添付できない理由を明らかにするべきとの提案を行ったが、少数意見として採用されなかった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

このような記録の状況になった理由はいろいろな原因があると思うが、現実に記録のもれ等があることから、解消のため申し出者から照会等をよく聞き、誠実な対応に努め、事例によっては職権による記録の追加等を行い早期に解決を図る必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の統合処理に際し、キー項目として年金番号や生年月日などであったが、事業所等からの届出に際して、そのキー項目が正確にその都度届出がされたものか、その都度確認できる仕組(法制度)となっていないことが、個人単位(被保険者単位)に記録が必ずしも一本化されないケースが発生することになった大きな要因と考えます。

また当時(昔)は全てが手作業処理であったことから何パーセントかの転記・入力ミスはあったと考えます。

年金の適用業務を担当していた頃(昭和42.4まで)、記録の整理後の事故についての補正処理をしていた時代には、上記のようなことが要因であると思った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の一生の記録を正確に収録するためには、キー項目となる年金番号の一生変わらない一番号を確保できる社会保障番号などの導入が必要であるということが、在職時代に何度か検討されていたと記憶しているが、その都度、社会・政治情勢等から実現されなかったことが、現在の記録の問題を大きくした要因となっていることは残念である。この制度の導入について一職員の力でどうこういう状況ではなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

所長時代(平成元年頃)

- 資格記録の事故記録リストが各社会保険事務所に毎月送付されていたが、この事故リストの処理や対応について事務所の担当職員は対応していなかった。
(労使交渉で、事故リストの対応は通常業務でないため組合は対応していなかった。)

したがって、社会保険事務所の次長や庶務課長の仕事となっていたため、処理結果として十分な対応がなされていないように思う。(推測)

次長や庶務課長だって本来の仕事があるため、本手間的に事故処理を対応せざるを得なかった。

●年金裁定をするときに資格記録を整理するというのは、当時としてはやむを得ないが、現時代としてはその都度整備しておくことが重要である。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ここ10年～20年は、年金制度に対する行政サービスの変化があり、退職近くなると自分の年金記録がどうなっていて、受給額がどの程度かという将来の生活設計という行政サービスの需要が変化してきている。

他のJRの切符販売や銀行のATMに見られるように常にかつ即時に自分の財産や年金記録が判明できるような、サービスの対応が必要かと思います。オンライン化もその一端であるかと思いますが、高度な機械処理が(記憶能力、処理能力)望まれる。そのためには、

1. 記録問題の事象にあるように、未統合の記録や、旧制度のオンライン化し統合を図る
2. 高度な機械処理によりまり、国民が希望する行政需要に応える制度としくみ、を考えること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 今となっては正直反省点になるが、年金記録に関しての管理についての問題意識はなかった。

2 基礎年金番号が払出しされた当時は問題意識をもつようになったが、機械処理しているということから、大した問題とは捉えていなかった。

今回の年金記録問題は、社会保険庁の不作為的な問題もあるが、事業所、労働組合、大蔵省にあるいは国民にも問題があると理解している。⇒問題の総括をしてほしい。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点

1 年金記録は出発点は事業主にかかる点が多分にあることから事業所の徹底した教育と指導が重要である。
社労士の活用がなされていない（社労士は自己の生計のためにが重点となっているが、社労士は本来、事業所と行政との適正な事務処理を期待したはずである。）

2 年金記録に関しての社会保険庁の上層部には管理意識が見られない。（一部の長官は心配されている。）

3 記録の適正な管理にはCostがかかる。大蔵省とそれぞれ事業仕分けをして下さい。

4 年金制度の仕組み等について徹底した広報してほしい

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている事項以外
承知してない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実行されている対策が最善と
思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・60才時点での住所把握が困難なことから、未請求者の発生防止対策が必要と考えていた。

・終身雇用を前提とし、かつ、就職時に身分条件は正しい記録を申請すると考えていた為、などから、表定時には、100%に近い状態で記録は統合されると考えていた。

・この問題は、報道により認知した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金制度は、加入者と保険者が情報交換を相方向で行う必要があると考えた。

・年金制度の内容以外の事務手続きの広報・周知・弘達を事業主だけでなく被保険者にも発信

・"反省点以外として。"

記録管理については、時代・時代において、限られた予算で最善の方策を講じてきたと思う。報道の仕方にも"?"を感じる。

保険料を滞納した者を不問にし、一方的に行政を"たたき"

給付を保障していくのは、保険料を負担しない者に後代負担で行うという

社会保険方式に反する行為です。

ご協力、ありがとうございました。

保険料納付問題については、国年と厚年と扱いを反分すべき

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金制度においては、届出・申請が前提としての仕組み。現在問題となっているケースは生じうる可能性はあるものと考えていた。(ハガミス等の人為的なものは別です)
- マスコミ報道

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- かねてから社会保障番号制(生誕時に発行する)の導入が対策はないものと考えておりました。今後こうした問題を生じさせないためには、早急な対応が望まれます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去記録については、これまで対応による方法が良いと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	○ 退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ◎ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し立て者について調査し、回答する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していません。報道された頃からです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には年金記録関係に従事していなかったことから問題が存在していることを承知していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事実に基づかずに、逆及して標準報酬年を訂正したりするケースがあるとのことですが、社会保険の記録を管理する主管の職員として考えられないような大失態だと考えますので、そのようなことが発生しないよう職員管理に万全を期していただきたいと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、社会保険庁のOBとして現職員にご苦労をかけていることを大変申し訳なく思っている。

行政のミスが大部分であると思うが、事業主、被保険者のミスもあり、行政では発見出来ない部分もある。

たとえば、資格取得時の為名、通称名、年令制限による生年月日誤り等である。

・労働組合の存在

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、いろいろな対策を講じておられるが、その他に

・資格取得時の基礎年金番号の重複発行の防止をすること。

・不正な届書を提出させないため、住民基本台帳ネットワークの利活用。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このように大きな社会問題になるとは思わなかった。
給付裁定時において、最終確認を行うことで解決可能であると思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に対応なし
一つの問題が発生した時点で適切な対応をすべきであったと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各被保険者の経歴に基づく記録の精査が、現在取りうる最善の方策かと思われるので、現在取り組まれている方策がベターかと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

会社等からの届出に基づき、適正に年金記録には処理されており、転職等のある被保険者は、年金請求時に履歴を申告し、裁定時にチェックすることで適正な年金決定が行なわれると理解しており、特に問題意識はもっていなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録は、裁定請求時に統合されることから、被保険者記録にのみ整理について、費用対効果の試算があったのかと考えますが、その方策についての試算不足があったかと感じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いつまでも過去記録の問題にとどめおき、解決に時間をかけていては公的年金制度への国民の信頼は揺らいでいくばかりで未統合未加入問題は取り返しのつかない事態に発展することになる。

そのためには、納得できない未加入記録をもつ被保険者等への一定の救済策は必要だと思われるが、一方でまじめにコツコツと保険料を毎月納めてきた方に不公平感をもたれないよう、ていねいな説明をもっとする必要があると考える。

また、これまであまり報道されることはなかったが、年金の記録管理は戦時中の紙台帳による管理から、コンピュータ技術が低かった時代を経て今日に至っているため、その管理方法に限界があったが、このように数10年にわたり個人の膨大な加入記録を管理し続けなければならない仕組みは、官公庁、民間を通じて他に例がない困難性があることについて、もっと国民の理解を得るべきではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の裁定請求時に被保険者記録と本人申立て期間に不一致のものがあることは、年金記録問題としてとりあげられる以前から存在していたし認識もあった。しかしながらその内容は個々の申請者毎にケースバイケースであり、過去には本人が知らないうちに事業主が脱退手当金を請求し退職金として支払っていたような事例も少なくなかったと思う。つまり社保職員を含む国民全体が今日のような公的年金の重要性や必要性を従来から認識することができていればこのような大きな問題にはならなかったのではないか。私自身が年金記録問題について強く認識するようになったのは、５千万件の未統合記録があることが判明[illegible]した以降だったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成９年の基礎年金番号の導入を経て行政による運用だけでは不十分であり無年金者は無くならないことを実感した。ある意味では国会で年金記録問題がとりあげられ国民的な関心事になったことは良いことだと思ったし、この問題を解決できるチャンスだと思考えていた。

５千万件の未統合記録判明後、私は社会保険事務局長として、この問題の解決のため、各方面にこの問題の本質や対策等について可能な限り説明を行い理解を得る努力をしていた。また職員に対しても、この時期苦しいと思うが長年の懸案事項を解決できる絶好のチャンスなので頑張ってもらいたい旨呼びかけ、一定の理解は得られたと考えている。

反省点としては、マスコミ報道等により国民の公的年金への不信感が募っていたが、この不安を解消することを最優先課題としてもっとていねいな説明をすべきではなかったかと考えている。（当時は目の前の対策に追われ、この点までなかなか注力できなかったことが残念である。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被台帳について、昭和17年発足時から、都道府県、社保事務所単位で管理していたはずです。また、それしか方法がなかったと思う。被保険者の移動に伴って台帳も異動するという、仲々正確を期しがたい管理方法で(つまり全国一律管理ではないので)あった。
また、世間で殆んど知られていないと思うが、戦中、戦後の混乱期をくぐって来ているため、戦災や火災で消失した台帳も多い。
これらの修復に当時携わった職員はどれだけ苦労したか、計り知れないと思います。
ただ社保職員が怠慢だ、許せないと云う声ばかり耳にするが昔の先輩達がどれだけ真面目に真剣に取り組んで来たかをもっと世間に知ってもらいたいと思います。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在各様方が取り組んでいる方法以外特別な意見は特に持ち合わせていないが、ただ長年月に亘る記録を100%正確に、ということは仲々むづかしいと思う。
どんなにシステムが完ぺきでも100%ミスなくという~~のは~~ことは、仲々ないのではないか(こういうことはもっと世間にわかってもらう努力が必要…宇宙ロケットでも100%ではない)
記録というのは、過去の事しようなので、それをチェック、ダブルチェックするシステムを強化すべきではないか。
但し、多額の金と人が必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた当時は年金記録（国民年金）が今のようなことで問題になったことはないと思う。

年金記録（不正免除問題等）を知ったのは昨今のマスコミや国会でとり上げられてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題に対する反省点
（国民年金不正免除問題等）

マスコミ等で云われているように被保険者本人の申請なしに免除をしたとすれば違法であることは間違いないが、納付率の向上という役所側の都合だけでこのような行為を全方的、組織的に行なったという放棄は一方的過ぎると思う。
個々には被保険者とどうしても連絡がつかなかった、年金権は何とか確保する道を残してやりたい等々、いろいろな事情の積み重ねだと思う。
私が云いたいのは役所も一方的にマスコミにたたかれるのでなく、先手必勝のマスコミ対策をもっと考えて対処して欲しい。大事なことです。
これ程までにたたかれると、少なくとも真面目に誇りを持って仕事をして来たと思っている者の人として腹立たしいです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金の場合は、事業所(加入)及び期間に限定して本人の申出により救済する方策が考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・所長時代には、年金記録問題が大きく取上げられている状況ではなかったが、遡及した資格喪失(全喪による)の申出には注意を払っていた。

・問題の所在については、マスコミ等で報道されて初めて知った事実が多かった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録問題は、所長経験後に発生しており、在職期間中の注意義務としては、十分果たしたと認識している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁が実施している方策を地道に実行することと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在職していた時点での不整合の記録は、徐々に整備がされてきていたのではないかと認識はしますが、その当時の件数等は承知していません。年金記録問題が顕在化していることを知ったのは、定かではありませんが、平成19年の初頭の頃ではなかったかと記憶しています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

所定の部署で記録の整備が行われていたことについて、関与した認識はありません。

国が管理すべき加入記録を被保険者へ適宜提供する国と被保険者が一体となって年金制度を運営する取り組みを以前から進めてくることが必要だったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段ありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 60歳以上の者について、年金記録を確定する。
その後、逆次対象年齢を引き下げていくこととする

(2) 年金は世代と世代の助け合いの制度であり、コンピュータの技術革新により、的確に記録管理されている若年層もで不安をいだかせるのは、得策でない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 厚生年金、国民年金について、それぞれに番号で管理されていたため、一元的な管理が必要と認識していた。

(2) 年金の裁定のときに、他の社会保険事務所への記録確認に時間を要し、決定に数ヶ月かかっていた。

(3) 年金の見込額を示すことができなかった

（昭和50年～平成7年頃
基礎年金番号導入前）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1) 厚生年金と国民年金との記録突合システム（名寄せ）の開発の検討及びパイロットスタディ実施

・氏名、生年月日突合では限界があったが、年金裁定時の記録確認の迅速化が図られ、一定の効果はあげたものと考える

(2) 基礎年金番号の導入

○ 現存の被保険者の年金受給者をベースに全国民に番号を払い出し、資格喪失となっている記録は、逐次整理することとした。

○ 全記録を一気に整理するのは事務的に難しいので、年金受給年齢に近い55歳など節目に逐次整理することとした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間と予算がかかりますが、現在進められている施策をコツコツ進めて整理していくことだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の統合、旧台帳の整備には時間と予算がかかる問題と思っておりました。
一方、年金の申請時に記録をチェックできるものと考えていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の整備等に必要な人員の確保に努力した(総務課在任中)で思います。
早目々々の対応すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインに切り替えた記録と旧記録(紙台帳)との突合を確実に行うことを急ぐこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題が生じることの認識はなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	○ 退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ オンライン(機械入力)処理を行う場合、入力者のパスワードを個人別として、取扱責任を明確にする必要があるとの管理者側の提案に対して、労働組合側は個人別業務の把握・分析・勤務管理・勤務評定に利用されるとして、グループ(係)別パスワードまでしか認められないとの要求があり、オンラインシステム導入を可及的すみやかに行うため、その要望に妥協した。(本省・庁の判断に従った。)

○ 国民年金制度創設時、加入促進をした時代に、当時の革新政党(社会党)が猛烈な反対運動を展開(総評が反対運をしていたためか)、そのことが、受給権取得を遅らせ、保険納付意欲の減退にもなった。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 最終的には各人に社会保障番号を付し、統一管理しないかぎり、事後処理や把握洩れは必ず発生する。
住民登録と社会保障番号を連動させて行うのも一案(かし、超管理社会になることは覚悟する必要がある。(納税においても適用むき)

○ 過去の記録洩れやミスは、被保険者・事業主・受給者・社会保険事務士・役所の事務担当者のミス、意図的な行為もあり、様々な段階での問題が積み重なった点もあり、記録照合は記録集合の不備等もあって100%の実現は不可能と思う。
最終的には、それぞれの責任当否を追及しても年金に結びつかない面もあり政治的に最低生活保障年金の実現で解決するしかないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は長い保険料納付期間を経てはじめて受給権を取得するための確認に必要なものであり、確実に正確に記録保管されなければならないと認識していた。したがって、入力処理はオンラインの場合、個人のパスワードが処理の責任を明らかにする上で必要と考えていた。
しかし、実際はグループ（係）別パスワードとされた。このことが年金の記録を不正に入力したり、不正受給問題が発生する遠因となったと思う。また、入力処理の慎重さを欠き、ミスも発生したと思われる。（昭和52〜53年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、将来の年金時代（受給者の増大）に備えて、増大する事務処理を増員しないでいかに処理する体制にするかを最重要問題としており、いかにスムーズにオンラインシステムを導入するかという観点で進められ、組合側の要望を取り入れながら進めた経緯があり、最も重要な、記録の確実性、受給権確保の為の措置、記録保管の重要性への認識の方がややおろそかになっていた面があるのではないかと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的にはございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変な問題であるが、現時点では、台帳からの変換時に問題が生じたとすれば具体的な方策は見当たらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、当時は年金加入にかかる年金加入の啓蒙に力を入れ記録問題が生じていることは承知せず、平成にかかる職を退職後問題が生じていることを知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職時に、職員が努力によって
すべての国民にとって年金受給がもらえるよう
対応した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁から照会(紙)を郵送した方からの回答をいただかない限り、全件の確認は困難と考えます。
今後、照会状を送付し回答をいただいた方には、後日図書カード(500円程度)を進呈してはどうでしょうか。
それでも回答のない方には、照会状の送付はやめ、年金裁定請求時に最終的な調査を行うことで解消を図ることとしては如何でしょうか。
(未確認とされている記録の中には、既に死亡されていると考えられる方がいることから、)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①年金制度が分立して、各制度ごとに記録を管理するための番号が別々に払い出されていたこと ②コンピュータ技術が現在のように発達してなく、紙台帳で記録管理が行われ判別しづらい筆跡があり、磁気テープ化する際に読み誤りが生じたこと、③高齢化が進んでいない時代には年金への関心が薄く国民の一部にいくつもの年金番号をもっている人がいたこと ④国民年金は住民基本台帳と連動(住所、氏名、生年月日、性別)していたが、厚生年金は会社の雇用時の届出であり公簿で確認(氏名、生年月日等)する必要がなかったこと 等、色々な過去の歴史的な要因が複合的に積み重なったものと認識しています。

平成16年4月頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成10年から社会保険庁が取りくんできた年金番号整備業務を確実に進めていくために、被保険者へ送付する照会書の文面をわかりやすく変えたり、印刷の色を変えるなど注意を引くものとし、回答していただく割合を引上げるよう工夫しました。

しかしながら、平成16年度以降に送付する対象者は、30歳～35歳(記憶では、正確でないかも知れませんが)と若い方であったため、回収率は5割程度と、思うような成果はあげられませんでした。

自分なりにベストを尽したつもりですが、力不足であったことは否めません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に本人(請求者)から聞いて記録と照合する他手立てはないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大量の記録ではあるが、1人にとっては100%のことなので、大変重要であると認識していました。

報道後知ることになりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在の「ねんきん特別便」のような仕組みが

早く行われていたら良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

優先順位をつけ、時間がかかっても、1件1件確認していく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の基礎年金番号を持っている者がいること、
照会しても回答率が低いこと　など
記録方法が紙から磁気へと変化してきており、入力除の誤りも考えられること。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当部署の問題であり、特に対応はしていない。
最終的には本人の確認が重要であるが、例えば
基礎年金番号を付与した時のPRが足りなかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が直接関係したものについては、「年金記録確認第三者委員会報告」やこれまでになされたプレス発表等以外に記憶にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(年金記録問題の事象として挙げられているもののうちには、何が問題であるのか理解しがたいものも含まれているように思います。)

事務処理方式がどんなに高度化しても、年金記録問題は過去の問題であるとともに将来の問題あると思っています。年金記録問題を完全に解決することは不可能と考えます。被保険者の記録の管理を行政任せにするのではなく、被保険者自身が年金権を確保する意識が求められます。(伝統的に日本人には「権利」の観念が欠けているように思います。)

年金記録の精度を高めるためには、①被保険者、事業主、社会保険労務士等の理解と協力が必要不可欠です。そのために、継続した啓蒙活動に努める、②被保険者が年金記録を定期的に確認できる仕組みを継続する、③基礎年金番号の重複払出の防止を徹底する、こととなどが挙げられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の被保険者記録の管理は、大変重要なことであるとともに正確に記録を管理することは非常に困難な問題であると認識していました。

業務センター（業務課）の歴史や業務センター（業務課）発足の経緯を見れば、お分かりのとおり、膨大な人手、費用、期間をかけても完全無欠な記録管理ができなかった社会保険の苦闘の歴史であったと思います。（或いは、充分な人手と予算措置ができなかったと言うこともできるかもしれません。）

被保険者記録の管理の困難なことについては、私は国民年金の採用でしたので、国民年金について申し上げますが、採用（昭和３５年）当時から認識していました。被保険者に対し、国民年金手帳による検認記録（印紙売捌き代金領収書、保険料領収書）を保存するよう求めてきていますが、このことは被保険者台帳の記録に不備なものが収録される可能性があることも前提になっていると承知していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前段について、特に申し上げるものはありませんが、被保険者記録に不整合なものがあるがそれも含めて記録は廃棄しないで保存する、最終的な記録の整備は年金の裁定時まで待つこととしていたことは、現実的に取り得る最善の策であると現在においても思っています。正確な記録の管理は、被保険者、事業主の正確な届出が前提です。行政だけでできるものではありません。（年金相談窓口において、重複払出の被保険者記録を発見し相談者から感謝されていた時代があったのに、どうして、記録の管理が不備だと非難されるようになったのでしょうか。）

後段について、基礎年金番号の払出にあたっては、重複払出は行わないということが徹底されていなかったのではないでしょうか。（基礎年金番号の導入は、私の認識が間違っているかもしれませんが、主に国民年金、厚生年金保険、船員保険の被保険者番号を一本化する程度の認識であったのではないでしょうか。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に未統合の記録が5千万件もあるというが、そのよい出方法が、どうであったのか、また、それ等の中には、古い時代の記録が大半多数あると思うこと、被保険者証を実複して新規取得として処理されたもの等、多数あると考えられるので、地道に調査する以外に方法がないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者にとって、年金記録は、将来の年金給付の重要な基礎資料であることから、常に正確に管理されるべきものと認識し、その時々において自分の職務に全力をつくしたと考えている。

後段については、新聞報道等がなされてからである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録について、強いて、反省点と云われれば、原は年金制度は、戦中、戦後にかけての混乱期を至て殆んどが手作業処理であったことや、また、コンピュータ導入後（S32年）も、業務量に比し、処理能力も小さく、要員等を含め、十分な検証がどうであったのか、反省される。また、相いつぐ制度で、現場事務も対応が大変であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険庁の職員だけが悪者のようにいわれていますが、必ずしもそうとはいえないものもあるのではないか、40年も前のことで記憶も定かではありませんが、
例えば、比較的小規模の適用事業所からの届出には、氏名生年月日、給与等の記載内容が実際とは違っていて、調査官の実地調査の結果誤りが判明し是正したケースもあり、調査を行わなかった事業所のなかにも同様の事例があるのではないかと推測されました。
このようなことも、年金記録問題の一因になっているのではないかと思われます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

5000万件の未統合記録については、職員のご尽力により残り1000万件余にまで整理が行われたとのこと、この残り1000万件余の照合は極めて困難が予想されるとに伺っております。
ある較階で有識者や専門家の意見をもとに対応されては如何かと思います。
また、記録照合の結果、年金額の改訂が必要な受給者についてかなりの処理時間を要するとに伺っていますが、已むを得ないと思います。
被保険者を対象とした「ねんきん定期便」は今後適正な記録の管理上不可欠なものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和34年年金業務室(現業務センター)発足時、全国社会保険事務所の記録台帳と集中管理オンラインで送付された台帳の中には判読困難なものもあり、パンチカードへの移行に支障をきたすものもあり、また、その後の磁気テープ化に移行作業も補正されないまま処理されたようで、このような事例から5000万件不統合の一因になっているのではないかと思います。勿論そのまま放置することは許されず是正措置を速やかに講じなければならないものと認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳からパンチカードへの移行初期段階では大量のデータ処理に追われ仕々の記録補正まで手が廻らなかったと記憶しています。
何れにしても当時即時処理が行われなかったことが残念に思います。

ご協力、ありがとうございました。